

明治廿七年十二月二十六日第三種郵便特許

明治廿七年五月創刊

第百二十四號

MAGAZINE  
OF THE PRISON  
SOCIETY OF JAPAN.  
NO. XII. DECEMBER, 1902.  
VOL. XV.

監獄協會雜誌

明治三十五年

十二月二十日發行

第五拾卷

第二十號

監獄協會發行

第十五卷第十二號目次

第十五卷第十一號目次

○會 說	●刑法改正案の弱點	(一頁)	○會 說	●給與工錢の標準及其費途に就て	(八頁)
○論 說	●階級處遇に就て	(七頁)	○論 說	●英國出獄人救護事業の概況(前號の續)	久米金彌君
●特赦に就て	司法省參事官法學士 平野敬太郎君		○雜 錄	●監獄未來の夢物語第六回(俱樂部總會の席上演説)	(四〇頁)
●囚徒逃走の事故	神野忠武君	(四三頁)	○統 計	●明治三十五年九月末日現在全國在監人員表	(四八頁)
○雜 錄	龍涯漁史		●明治三十五年九月末日現在全國在監人員別表		
●獄事小品	別 天 生		●前表中外國人國籍表		
●巡見錄	別 天 生		●明治三十五年九月分上訴人員表		
●東京便	別 天 生	(五四頁)	○雜 報	●數十件	(五四頁)
○統 計			○叙任辭令	(七七頁)	
●明治卅五年十月末日現在全國在監人員表			○地方通信	(八〇頁)	(六七頁)
●同上外國人國籍區分表					
●同上囚人刑名表					
●同上訴人員表		(六〇〇)			
○批 評	●小河滋次郎君著刑法改正案の二眼目(明法堂發行)	(六七頁)			
○雜 報	●數十件	(七六頁)			
○地方通信		(七七頁)			
○法 令		(七七頁)			
○叙任辭令		(七七頁)			
○寄 書		(八〇頁)			

監獄協會雜誌第十五卷第拾貳號 (明治三十五年十二月廿日發行)



○刑法改正案の弱點

立法及司法と相駢んで刑事制度を組織する要素となるべきものは行刑即ち法律の規定に基き犯罪者に對して宣告したる刑罰を執行するの任務即ち是れなり。然るに所謂行刑の任務なる所のもの最近年に至るまで實に刑事制度に於ける繼兒的地位を占むるに過ぎざりしなり、否現に我國にあつては今日尙ほ繼兒的冷遇を受けつゝあるの實況なるを免かれず然るに其任務の重きに至つては敢て立法及司法に譲る所あらざるのみならず寧ろ多くの場合に於ては此二者以上の重き任務を有するものなるにも拘はらず其性質の世人に了解せられざるが爲めに今尙ほ之を輕視する者の多きは實に刑事制度の一大缺典なりと謂ふべきなり。[ラブリ、テリヘル x] Libri terribiles 成典の往時より近くは和蘭、伊太利、芬蘭等の新刑法に至るまで之を制定するが爲めに費やしたる當局者の苦心經營は幾何ぞや、幾千百の條文を網羅せる浩澣なる民法全部の立法に對し僅々數日に過ぎざる短期間に於て殆んど些

しの論議もなく恰かも一萬千里の勢を以て議會を通過せしめたる我國の異例は姑らく措き、曾て普國の如きは幾十年の久しき、提案する所のものは屢は排斥せられ變更せられ若くは改修せられ稿を改むること九回に及び漸くにして始めて普國刑法の制定を見るに至り、和蘭刑法の如きも其制定を見るまでには殆んど五十年の星霜を經過し其間、政治家法律家等をして慘憺たる苦心を凝らさしめたることに實に其幾何なるやを測り知るべからず、魯國、埃國、佛國、瑞西等にあつても刑法の改正に着手したるより以來、既に十數年の久しきを經過し有名なる専門大家の協力に成れる幾多の草案ありと雖も今日尙ほ之れが改正の實行を見るに至らず、甚しきは則ち英國の如きは尙ほ未だ果して完全に刑法の立法をば遂行し得らるゝものなるや否やを疑ひつゝあるの實況なり、是を以て之を觀るも我が刑法改正案の容易に立法府の通過を見る能はざるの偶然ならざるを知るべく立法を忽かせにせざるの注意は一面に深く諒すべきものありと謂ふべし。立法に對するの注意の深きこと此くの如く司法に就ても亦た頗る其周到せるものあるを見る、例へば一の犯罪事件あるに當り之を法律の明文に照らして審案し其最終の決定を與ふるまでには一番より二審、二審より又三審と其間極めて反覆鄭重なる査覈を盡くし之れが爲めには幾多の費用と腦力とを捧ぐるを辭せざること遠ふく羅馬の(アトール)時代より今日に至つて一層益々其慎密の厚さを加ふるに及べり、然るに古來、立

法及司法の事に力を注ぐことの斯くの如く切實なるものあるにも拘はらず同じく刑事制度の一要素たる刑罰執行の事に至つては冷然として殆んど毫も此に意を用ふる所あらざるもの、如く犯罪あるに對し法の明文に照らして之を審案し之を判決すれば則ち刑事制度の任務終はれりとなし其如何に執行せられ如何に活動成功せらるべきやの實際に至つては立法者之を不問に付し司法官亦た毫も此に關知する所あらんとは欲せざるなり、稀れに死刑の執行ある場合に當り裁判所は僅かに下級初任の吏僚を派して形式まで之に立會せしむることありと雖も現行刑罰の殆んど全部少くも其大部分を占むる所の自由刑が如何に監獄に於て執行せられまた執行せられざるべからざるやと云ふ點に就ては曾て此に監視する所なし否な之を監視するに必要なる知識を得んと欲するの念慮だに非らざるなり、偶ま立法の局に與かる者の監獄行刑の實況を視察する者なきに非らずと雖も其視察なるもの實は唯だ一時の見物たるに過ぎずして固とより深く其利害得失を研究せんと欲する熱心あるに非らず多くは則ち直感的皮想の觀察をなすに止まり漫然唯だ或は苛酷なり若くは寛大なりと速斷するに過ぎず、苛酷、必らずしも苛酷ならず寛大敢てまた寛大ならず、寛嚴微妙の間即ち行刑活動の妙用ある所以に至つては殆んど更らに此に研究せんと欲する所あらざるなり。世間幾多の法學者、刑法及刑事訴訟法を専攻する者は則ち其人に乏しからず監獄制度則ち行刑科學の事に至つて

は全く之を窺ひ知ることなきも以て刑事専門學者たるを得べく刑事裁判官たる資格に於ても亦た毫も缺如する所あらざるなり。和蘭現行刑法案の初めて議會に提出せらるゝに方つてや議會は之れに對し如何に刑罰即ち監獄制度を改正組織するやの方案を明らかにするに非らざれば單に刑法のみに就て之を論議するの徒勞なるを信ず、刑の實質は行刑にあり、行刑の活動に依て始めて刑の效果あるを得べし、政府にして若し刑法を改正せんとならは宜しく其實質の效果を知るに足るべき監獄制度改良法案を併せて以て之を提出すべしとの動議を容れ終に一旦刑法改正の提案を否決せり政府は之れに對し終に更らざるに監獄制度改正の提案を提出し和蘭議會の如きは實に能く刑事制度に對する立法機關の責任を竭したるものと謂ふべし。

我が現行刑法をして改正の必要を感じしむるに至りたる所以のもの實に監獄行刑の經驗に基くもの多きに非らずや。一躍して直ちに自由刑の空名を採用し當だに之を適當に執行するの設備を講せざるのみならず其執行の效果の那邊に歸着するやも研究する所なく輕卒にも唯だ法の成文のみを制定發布したること則ち現行刑法をして今日の運命を見るに至らしめたる重なる原因なりと云ふも諛言にあらざ、我が今日の所謂刑法改正案なるものに對しては世上、幾多の反對意見あるを耳にする所なりと雖も改正案なるもの行刑の實際に於て果して能く改正の旨趣を盡く全ふするに適するものなるや否、又果して能く行刑の實際より慎重の研究を盡く

したる所ありや否や若くは又行刑現在の組織に於て能く改正の旨趣を貫徹するを得るや否や如何にまた行刑組織を改正するの成案ありや否や、是等の要點に就て尙ほ未だ深く論議する所あるを聞かざるは余輩の常に以て甚だ遺憾とする所なり。立案者或は唯だ漫然、短期刑は有害無効なりと云ふと雖も執行の方法如何に依りては短期刑必らずしも有害なりとは言ふべからず其有害なりと云ふは則ち監獄に於て亂雜不規律なる雜居拘禁の執行法を取ればなり苟くも嚴正なる分房拘禁制度を實行するを得るに於ては雜居制に依る一年拘禁の効果は僅々二三週若くは一二月の短期間を以て能く之を全ふするを得べし。立案者また現行刑法の累犯者に對する制裁力の薄弱なるを認め大に裁判權を擴張して之れに長期の刑罰を科するを得る所あらしめんと欲す、然るに若し監獄制度の不備にして其執行方法の嚴確を豫期する能はざるに於ては如何に刑罰を長くするも懲戒を感受するの程度は反つて輕減せられ徒らに益々犯罪者の心性を悪化して且つ愈々國費の負擔を加重せしむるの結果あるに過ぎず、漫に長期刑を科すべしと主張するの前に於て宜しく先づ監獄制度に依て適當に長期刑の旨趣を全ふするの道なきや否やを研究すること必要なるを信ず、若し幸に必らずしも長期刑に依らざるも懲戒感化、再犯防遏の手段ありとならば寧ろ比較的短期の刑罰を科して以て罪囚を懲戒し國費を節約するの得策なるに非らずや、現行刑法の累犯者に對する規定の不備なりと云ふは究

覺する所、規定の不備なるに非らずして寧ろ行刑機關の設備に欠くる所あるが爲めなりと謂ふを適當なりと信ず、此設備にして改めらるゝ以上に非らざれば五年を増して七年となし七年を進めて十年となすも其結果は唯だ徒らに國費を増加するのみにして犯罪豫防の効果に就ては則ち一も得る所あらざるべく之れに反し、若し監獄行刑の設備を今日よりも尙ほ幾分か完全ならしむるに於ては累犯者に對し現行規定に依る三五年の刑罰は以て十分に能く立案者豫期する所の七年十年乃至十五年の刑期を科せんと欲する旨趣を貫徹し得べきなり、立案者の胸中、監獄行刑の將來に對して果して如何なる成算を有するや少くも改正案の起草に際して如何に行刑實際の經驗智識を參考する所ありしや、刑法及刑事訴訟法の改正案は曾て司法部内に内示して其意見を諮詢する所ありと傳聞するにも拘はらず經驗ある行刑實務家の意見に至つては全く之を度外に置いて顧みる所なきの事實なるに非らずや、余輩固とより大体に於て刑法改正案を歓迎する所のものなりと雖も然かも其規定の細則に就ては余輩行刑家としての立脚點より觀察して大に異議なき能はざるもの少からざるのみならず殊に其行刑の任務を無視したる弱點に就ては改正案の爲めに深く遺憾なき能はざる所なり、改正案が尙ほ未だ反對論者の爲めに此大弱點を看破せられざるは僥倖なりと謂ふべし、而して其之を看破するに至らざるは則ち立法者は勿論一般世人の重きを行刑の任務に置かざるの事實を證明す

るものと謂ふべく改正案の僥倖は實に我が刑事制度の不幸なりと謂はざるを得ず。余輩は行刑の任務にして顧みられざること今日の如くなる以上は幾たび刑法若くは刑事訴訟法を改正するも其事業は終に徒勞に歸せざるを得ずと斷言するに躊躇せざるなり



左の一篇は階級處遇に對する小河事務官の意見を記者の筆記したるものにして會員諸君に周知せしむるの必要ありと信ずるが故に特に之を本欄に掲げ參考に供す

○階級處遇に就て (例會討論題に係る)

小川 滋 二 郎 君

宿題の階級制度論も漸く討論終結を見るには至り流石は老練なる石澤會長の捌きて無勝負土俵預りとなつたは先づ重疊である、利害の議論は姑らく措て既に我が監獄則が賞表優遇の規定を設け且つ之を特赦假出獄等の恩典に對する有力なる考據材料と認めて居る以上は監獄則規定の範圍に於て多少階級的處遇を試むるも亦た敢て差支への無いは勿論兎も角一つの經驗を重ねるものにして余は歓迎こそせ

ざれ決して又一概に否認しやうとも思はぬのである。然し階級制度をば大變新し  
い萬能的監獄制度かの如くに心得て氣焔を吐く向もあるやに聞くが今時ソナナ愚  
論を述べて得意がるとは實に沙汰の限り外聞の悪るい咄と謂はねばならぬのだ亞  
米利加邊りの滑稽監獄は知らぬこと、全體階級制度など云ふことは前々世紀の  
遺物とも云ふべきものであつて歐羅巴などでは遠ふの昔しに天國だか地獄だかへ  
葬むり終ふせて仕舞つて最ふ今日では一人として想ひ出す者もない程の實況であ  
る。討論會の時に誰れてあつたかなんでも學校の生徒であると云ふことだが階級  
制度は例令ひ文明今日の外國に於て有効なるものとして歡迎採用しつゝありと雖  
も我國は未だ之を施行するの時機に達せず云々と述べた者がある苟くも人格主義  
とか個人處遇とか分房制度とか云ふやうな新しい思想を涵養せられつゝあるべき  
學校生徒の内にこんな古い狭ひ且つ乏しい考へを持つてゐる者があるとは實に情け  
ないことではないか、階級制度が善い悪いのと言ふこと夫れ自身が既に時勢後  
れの沙汰と謂ふべきである然しそれは分房制度の普及せられ少くも其方針の確立  
してある歐羅巴のことで遺憾ながら我國の如きまだ監獄制度の幼稚であつて到る  
所、亂雜なる雜居拘禁の下に而かも無鉄砲に多數の囚人を扱ふ今日の場合に於て  
不完全ながらも何んとかして幾分にも個人處遇に適し行刑の目的に慥ふことに  
近か寄らしめたいと思へばこそ之れが比較的利害を研究する必要も起らざるを得

## 論

ぬのであつて實は人に知れては餘まり外聞の善くないことなのである、斯々る幼  
穉の場合であつて見れば研究したり又は實施を試みたりするは是非もないことと  
あるが少くも其着眼する所なり又其理想とする所なりはズツト高尚にして且つ堅  
實ならしめべきものであつて階級制の經驗の結果、一體進んで雜居制の下にも能  
く個人處遇の目的を貫徹し得べき方法あるを案出するの心懸けを以て之を實行し  
て貰ひたきものである若しそふでなくて始めから階級制は萬能的有効のものであ  
るなど云ふ狹隘固陋な思想を以て之を行ふが如きことであつたならばソレこそ  
飛んでもない間違ひを惹き起して終に分房制の發達を妨害するの結果に陥らざる  
を得ないことになる、亞米利加の今日あるは則ち之れが爲めである、

## 說

經驗の爲めに階級的處遇を行つて見るも悪るくは無いが、然し之を行ふならば成  
るべく内環にそふして控目にして貰ひたいものである如何んな趣向に階級的處遇  
をなすかと云ふやうなことはすべて典獄の胸中に秘藏して置て其人と時と場合  
應じて臨機適宜の處遇法を施すやうに爲たいのである、然るに階級處遇法など唱  
へて大袈裟に規則様なものを拵へて一級はどふだとか二級はどふするとか其處遇  
の條件を一定して置くが如きは抑も典獄の權能をば自ら好んで窮屈に制限するや  
うなものであつて到底活きたる處遇の働らきを全ふすることは出來ぬ筈である階  
級處遇は個人處遇に向ふ所の一階段であつて多少個人的觀察の便利を得るべき筈

のものではあるが、其れが實際に於ては、兎角理想通りには行き兼ねるので、反て規則的不完全なる分類法に頼つて根本的個人の真相を観察するの勞を省くやうなことに、なり従て分類其宜しきを得ざる結果として所謂玉石混淆、一方に偽善を獎勵し、奸誣を馴養するの傍らには一方にまた天真を滅却し、愚直を冷遇するやうなことになる。結局、行刑の要義たる所の至正嚴實の趣旨を、紊る弊に陥らざるを得ぬ譯である。是れは歐羅巴に於て經驗し得たる所の事實であつて、階級制度の成效を見るに及ばずして終に排斥せらるゝに至つた所以である。一監獄千人以上の多數囚員を拘禁する所にあつて比較的遇囚の適實ならんことを欲するが爲めに姑息ながら一時の便宜法として階級法を試行するは、兎も角も五六百囚内外の中監獄や甚しきは、則ち監獄支署のやうな所にまで之を採用せんとするに至つては所謂階級法に對して万能的有効を認むるものと謂ふべく誤解も亦た甚しと謂はざるを得ぬ。こんな間違つた頭で階級處遇を實行した所て何んの効果が見へるものか、効果は愚か弊害百出、終にはまた役付時代の昔しの牢屋制度に逆戻りするの必然である。全體、至正至嚴を要務とすべき監獄行刑の範圍に於て優遇とか特別處遇とか云ふやうなことの行ひ得らるべき筈がないのである、嚴實に之を言へば監獄には罰であつて賞なしで獄則を守り謹慎悔過を表すると云ふことは囚人當然の義務であつてそれが則ち刑罰實質の要點でもあり且つ此に依て始めて懲戒感化の目的を達することの出来る筋である、當然の義務を盡したからと云つて何も之を賞するには及ばぬことであつて之を賞するに非ざれば謹慎悔過を奨むる能はずと云ふが如きことであつたならば、それこそ嚴正なる刑罰の面目は全く此に破却せられたるものと謂はざるを得ずである、信賞必罰と云ふ言葉は斷じて監獄行刑の範圍に適用し得らるべきものでないと思ふ、行刑の眞面目より之を見れば、我が監獄則に於ける賞表優遇の規定の如きは甚だ面白からざるものとして之を排斥せざるを得ん次第であつて、少くも刑罰原理に照らして當局者は成るべく斯る變例を緊肅するの方針を取るべきが至當のことではあるまいか、然るに此變例を利用して階級法と稱するが如き素人脅しの題目の下に、猶も拘子も争つて之を迎へ、面かも大に其優遇範圍を擴めんと欲するが如きは、余の甚だ感心する能はざる所である、今にして深く之を警戒するにあらざれば階級法の前途、今日既に何處かの監獄で實行せられつゝあるとか云ふ囚人麥湯會の滑稽は愚か終には此間の雜誌に連載せられてあつた監獄未來記の亞米利加的喜劇組織の事相を我國に實現せしむるに至るやも計るべからず恐るべきことにあらずや、優遇の裏面には虐待少くも冷遇あるは自然の勢であつて殊に限定せられたる窮屈なる現行監獄則の範圍に於て所謂階級的處遇の効驗を顯實ならしめんと欲するの結果は優遇に失することの多きより寧ろ冷遇に過ぐることに多きに至らんことを恐れざるを得ない我が現行監獄則の規定に據れば

## 論

(一)

ことの出来る筋である、當然の義務を盡したからと云つて何も之を賞するには及ばぬことであつて之を賞するに非ざれば謹慎悔過を奨むる能はずと云ふが如きことであつたならば、それこそ嚴正なる刑罰の面目は全く此に破却せられたるものと謂はざるを得ずである、信賞必罰と云ふ言葉は斷じて監獄行刑の範圍に適用し得らるべきものでないと思ふ、行刑の眞面目より之を見れば、我が監獄則に於ける賞表優遇の規定の如きは甚だ面白からざるものとして之を排斥せざるを得ん次第であつて、少くも刑罰原理に照らして當局者は成るべく斯る變例を緊肅するの方針を取るべきが至當のことではあるまいか、然るに此變例を利用して階級法と稱するが如き素人脅しの題目の下に、猶も拘子も争つて之を迎へ、面かも大に其優遇範圍を擴めんと欲するが如きは、余の甚だ感心する能はざる所である、今にして深く之を警戒するにあらざれば階級法の前途、今日既に何處かの監獄で實行せられつゝあるとか云ふ囚人麥湯會の滑稽は愚か終には此間の雜誌に連載せられてあつた監獄未來記の亞米利加的喜劇組織の事相を我國に實現せしむるに至るやも計るべからず恐るべきことにあらずや、優遇の裏面には虐待少くも冷遇あるは自然の勢であつて殊に限定せられたる窮屈なる現行監獄則の範圍に於て所謂階級的處遇の効驗を顯實ならしめんと欲するの結果は優遇に失することの多きより寧ろ冷遇に過ぐることに多きに至らんことを恐れざるを得ない我が現行監獄則の規定に據れば

當局者が頼つて以て階級的に處遇を施すの材料となさんと欲する所のもの即ち例へば勞役の如き食料の如き將た被服器具運動清潔別異書信接見購求等の如きすべて切り詰めに切り詰めたる最低必要限度を以て標準となし苟くも一個の人類として其健康を維持し其懲戒を貫徹する上に就ては何人に對しても亦た此最低限度以下に處遇を施し得へき餘地は無い譯である然るを強て階級的に其處遇の實質を區別せんとする時は一方、不法の優遇あるの傍らには一方にまた不當の虐待あるを見るべきは自然の成行として蓋し實際に免かれ能はざる所である、「エルマイラ」の感化監獄の如きは徹頭徹尾、階級主義で以て組織せられてある所であつて其上級にある所の囚人は殆んど普通良民以上の自由權も名譽權も有せしめられて居る、彼の未來記に掲げられてある多くの事實は則ち此監獄に於て現に實行せられつゝあると云ふほどの狀況であるが深くまた其内幕に立ち入つて見ると一方に馬鹿氣たる程の優遇が行はれて居る裏面にはソレハ／＼聞くだに身の毛のよだつやうな殘虐行爲が恣にせられて居るのであつて是れが則ち最下級の者に對するの處遇……其監房と云つたら狭い薄暗いてうど我が闇室の少こし明かるい位の場所であつて衣食の供給は不十分であり僅か計りの犯則行爲があつても容赦なく之を毆つたり蹴たり、縛ばり上げた上に尙ほ幾日も其衣食を屏去すると云ふやうなこともそれであるから最下級に屬する囚人と來ては一ト目見てそれが分かるので何れも

## 論

## 説

皆形容枯槁顔色憔悴、宛然たる頻死の重病者たるかの觀を呈せざるはなしてある虐待の事實が一時世間に暴露せられて大變喧かましい問題となつて其れが爲め暫らく典獄の停職を見るにも至つたのであるが兎も角、自分の目撃した所から之を見て或る一部の囚徒が非常の冷遇を受けつゝあつたことだけは事實である現に余が巡視した頃隠し目附と云つたやうな意味からして新任せられた醫務長某の内話に依て之を見ても最下級に屬する者の過半は精神病者である曾て健全なりし者でも其處遇の爲めに精神病を惹き起すに至りたる者も亦た少からずとのことであつた。それから又最上級に屬する種類のものであつて無限の優遇を受け色々の特權を有する所の奴が果して他囚に抽んで、謹慎悔悟した者のみであるかと思へば何ぞ知らん此奴が時々威權を弄して非行を働らき甚しきは則ち假出獄の恩典を言渡さるゝ瞬間に於て典獄の目を掠めて其秘藏せし所の時計やら其他貴重の紀念物を竊み去つた者すらあつたとのことである、「エルマイラ」否無定期刑と言へば何人も直ちに「プロクツウエー」の名を想ひ起す所の其有名なる典獄にして然かも如何に其行刑組織に反對する所の者であつても少くも氏の人を観察する不思議の能力あるに敬服せざるものなき程の其老練家の力を以てすらも尙ほ時としては此失策ある所を以て之を見ても階級處遇の非常に困難にして且つ危険多きものであると云ふことが分かるのである鶴の眞似をする鳥の譬論もあるが漫に階級處遇法に心酔

する論者の爲めに念の爲め將來の注意を促して置く次第である  
 行刑の眞義は個人處遇の設備及活用を俟つて始めて能く其目的を全ふし得べきであつて吾々行刑官たるべき所の者は其設備を完全ならしむることに努むべきは勿論なりと雖も然かも今日の場合先づ何とかして實際の運用に依て力の及ぶ限り又根氣の續く限り個人主義を全ふすること少くも成るべく之れに近接せしむること熱注せねばならぬ重任を負ふて居る者である思ふに我が斯道に熱心なる同僚社會に在つては一人としてまた此重任を果さんと欲する覺悟なき者は無いと確信する所であるが或は此に熱注することの餘りに深く且つ切なるものがあるが爲めに所謂急がば廻はれの謔を顧みるに違まなく階級的處遇は即ち個人的處遇の彼岸に達する捷路であると云ふやうな處からして之を採用するに至りたるものではあるまいか若しそふてあるならば其精神は誠に敬服すべきであるが、唯だ捷路、反て迂路たりし悔を他日に感ずるやうなことのありはせぬかと懸念に堪へぬ所である、

近年ヤ、もすると監獄内に於て特別處遇とか云ふやうな聲を耳にする所であるが是等も或は個人處遇の意味を取り違ひたるが爲めに起りたる所の現象ではあるまいか、男女年齢、身分、慣習、健康性情等に對し若くは刑期の長短、犯罪の種類、犯數の多少教育の有無等に就て人に依り各々其處遇を異にすべきは則ち個人處遇の趣

## 論

## 說

旨なりと雖も之れが決して特別處遇と云ふべきものではないのであつて處遇を異にする所取りも直さず處遇を一にする所であつて萬人に對して刑罰の至公至平の面目を維持するが爲めに外ならぬ譯である例へは乞食の種類に屬する者を待つと多少教育あり身分あり社會にあつて所謂飽食暖衣の生活に馴れし所の者に對するとは監房に勞働に乃至はまた被服、臥具、食料等の上に幾分か其扱ひ向を異にする所あるべしと雖も其扱ひ向を見て一方を冷遇し一方を特別處遇するとは言ふ能はさるのみならず毛頭また特別と云ふやうな考へを以て之れが扱ひを區別するやうなことがあつてはならぬのである、區々の處遇を受ける所の個人に取つては其區々なることに依つて始めて刑罰感受の程度を均せしめらるゝことになるを得るのであつて是れが何んぞ特別處遇と稱するものであらふか、個人處遇の主義から云へば行狀の如何は姑らく措き長期囚は短期囚と偶發囚は習慣囚と幼年囚は丁年囚と身分あり教育ある者は身分なく教育なき所の者と各々其處遇を異にすべき等のものであつて實際また異にせざるを得ないのである然るに若し單に監獄内に於ける行狀の良否を標準として階級的處遇を施すと云ふことであつたならば果して能く個人處遇の趣旨を貫徹し得るや否や階級處遇は此に至つて勢ひ個人處遇の趣旨と矛盾せざるを得さるとなる而して其矛盾を見るに至る所が則ち個人主義と階級主義とは始めより全く其性質を異にする所以の證明である、之を要するに階級處

遇法なる所のものは幸に都合善く行はるゝものと假定した所で其効果は則ち監獄の遇囚上に幾分の便利ありと云ふだけのことにして是を以て行刑上、利益ある効果を見るべしと云ふが如きは余は絶對に之を否認する所の者である余の本問題に對する大體の意見は凡そ以上に略述したる通りであるが質問に應じて尙ほ鄙見を詳陳する所あるべく其内また機會を見て或る二三の監獄に於て實行せられつゝある方法に就て批評を試みて見よふと思ふ終はりに臨んで余は本問題を研究せんと欲する諸君に對し此頃の本誌に掲げられたる印南君の論説を再讀せられんことを勸告したのである。

### ○特赦に就て (於十一月茶話會)

司法省參事官 法學士 平野猷太郎君

私は今日御出席になりました諸君の多數とは未だ面識のない者でございます、私は平野猷太郎と申します、私は現に司法省に監獄局の一員として勤務して居りまして當協會とは淺からぬ關係を有つて居る人間であります、然るに是まで度々協會の談話會に付ては御通知を受けまして出席すべき筈でありましたがいろいろ差支がありました今日まで出席することが出来なかつたのであります、所が今日は

### 論

此所に参りまして親しく諸君と一堂に列なり此席上にて私がお話することになりましたのは甚だ光榮の至りと存じます、チヨットお断りして置くことは此週の極く初まりでありますが小河君から今度の土曜日には協會の談話會があるに付て是に出席して何か監獄に關する事柄に付て話をして呉れといふ御請求がありました、所が私に於きましては監獄局に居りながら監獄に關する所の智識は極く淺薄でありまして學問の上から言ひましても實務の上から考へましても諸君に對してお話をするなどといふことは到底出来るものでない逆も其資格が無いからお断りしたいといふとを再三申しましたが小河君は聽容れずして兎に角土曜日は顔だけ出して呉れ向出来るなら話をして呉れといふ御懇請でありますから、先づそれまでに考が付いたならば罷出て兎に角何かお話しやうといふことを申して置きました、其中に何か考へる積りて居りましたけれどもいろ／＼公務上のこと且つ私事もあつて十分に考の纏らぬ中に一日過ぎ二日過ぎ今日になつて扱何をお話して宜いか自分で分らぬ様になりました、勿論多少一二の監獄に關する意見の無いではありませぬが諸君に向つてお話するだけに纏つた考が付いて居りませぬから其方は暫く措いて平素司法省で扱つて居りますことに付てお話ししたら宜からうといふ考で今日は特赦に付てお話を致すのであります、併ながら是とも平素取扱つて居りますからして唯自分の經驗上得たる智識に付てお話する位で格別學問上研究した

### 説

とてありませず此お話をするに付て特別に取調べた譯でもありませぬから申上げることが甚だ淺薄で御参考になることもあるまいと思ふ、併ながら私の申上げることが少しにても御参考になれば甚だ満足に存じます

本題に入りませず前に尙お断りしたいことは、私が今日お話致します特赦といふは少し廣い意味の特赦でありまして刑事訴訟法に規定したる特赦と同じ意味に於て申上げる積りで、憲法にあります減刑といふことも此中に含んで居りますことと

ありますから其お積りてお聴取を願ひます

特赦とはどう云ふものであると言ひますと是に付ては種々學者の定義もありませぬけれどもさう云ふことを今日茲て申上げる必要もあるまいと思ひますからして單純に私が特赦はどう云ふものであるかに付て考へて居ります概念を申したいと思ひます、特赦といふことは諸君も御承知でありませうが國の元首に屬する大權の發動に據りまして行はれる恩典の一でありまして刑事の確定判決に依て言渡を受けた犯人に對して其刑を免除し又は減刑する所のものであります、尙簡單に申しますると刑事の確定判決を動かす者であります、特赦に付ては 我帝國憲法の十六條に御承知の通りに規定してあります、天皇は大赦特赦減刑及復権を命ずるといふ明文がありますから我國法上に於て特赦權が 天皇に屬して居ることは言ふまでもないことと考へます、特赦といふものは今恩典の一であるといふことを

## 論

## 説

申しましたが其事柄はあとでお話する所で自然に分ると思ひます、總て確定判決と申すものは民事なり刑事なり何れにても容易に動かすことの出来ぬといふことは御承知のことと思ひます、其動かすことの出来ぬといふ理由に付ては公益上からさう云ふことになつて居ります、是は事々しく申上げることにはあるまいと思ひます、詰り公益を目的として確定判決は動かさぬといふのであります、併ながら確定判決といふものが絶對的に何れの場合にても動かすことが出来ぬかと申しますとさう云ふ譯ではあるまいと思ふ、或場合に於ては法律で或條件なり場合なりを極めまして其條件に適應する時には其確定判決に付て缺點を補ふことが出来るやうになつて居ります、それは刑事に付て申しますると非常上告の規定があり又刑事民事共に再審の訴の手續もあるのです、又或場合に於きましては法律に據らずして元首の大權に依て確定判決を動かす場合があるのであります、それは前に申しませず特赦大赦の如きものであります、今まで申しませぬ所のものは暫く措きまして茲には特赦といふことは何故に刑事の確定判決を動かすか何の爲めに動かすか其の特赦の目的はどの邊にあるかといふことに付て是からお話しやうと思ふのであります

元來確定判決を動かすことの出来ぬといふことは公益上から來ます法律の原則であります、併ながら確定判決と雖も法律の解釋適用に關し或は事實の認定に關し

て誤謬がないといふことは保證は出来ませぬ、又種々の事情から判決に環境がないといふことも保證は出来ぬのであります、さう云ふ缺點環境ある判決を唯確定判決であるといふことの理由で動かすことの出来ぬものであると言ふのは少し理屈に合はぬやうに思ふのであります、それでありませぬからしてさう云ふ不當なる判決に對して救済を與ふことは法律でも規定してあります、即ち前に申しました非常上告再審の訴といふものがあります、是等の非常上告再審とかいふものは法律に極めてある條件に適合しなければ其救済方法を取ることは出来ぬのであります、それならば救済方法が絶へたかといへば必しも絶へたとは言へぬと思ひます、若も救済方法が無いといふこととて抛つて置かなければならぬといふことであります、若も其判決を受けた犯人は徒らに不當なる判決に服従しなければならぬ極めて憫むべき情況に居るものであらうと考へます、さう云ふ情況に在る者に付きましては元首が慈仁なる心よりして自分に屬する大權の働きて其言渡された刑を免除してやり或は減刑してやるといふことが出来るのであります、それが即ち特赦であります、固より特赦といふことは元首の慈仁の心から出でます恩典即ち恩恵でありますけれども要するに前に申しました通り確定判決より生じます不正の結果を救済しやうといふのが主意でありますから特赦の目的は公益保護といふことに歸すると考へます

## 論

特赦の目的に付ては只今まで極く簡單に申しましたから略々分りになつたと考へますが是から進みまして特赦はどう云ふ理由を以て行はれるか即ち特赦の原因に付てお話しやうと思ひます、特赦の原因も種々あらうと思ひますが概して言ひますると二つに出でぬものと考へます其一ツは法律上の欠點即ち法律の上より出で来る苛酷なる點、他のものは裁判上の欠點即ち裁判の上から出で来る苛酷なる點、此二の事柄が特赦の原因を考へます

第一の法律上の欠點、其事に付て申しませう、昔の法律はよく沿革法理學などといふことであります、神の掬へたものである神の意思の啓示せられたものであるといふやうな説があります、さう云ふことは暫く措きまして、當今の法律といふものは總て吾々人間の掬へたものであります、如何なる賢明なる立法者でも社會萬般の情況を斟酌して尙又將來社會進歩の傾向を豫め考へて少しも欠點のない遺漏のない法律を掬へるといふことは望むことが出来ません、假しや立派なる法律が出来ましても今日社會の文明の進運は日々先きに進んで少しも停止しない有機体でありませぬから社會の情況にいつも適するやうに改正して行かうといふことは容易なことではないと考へられます、それでありませぬから今日まで立派なる法律即ち金科玉條として遵奉せられたものも明日になれば悪い所の法律となるかも知れない時勢に適合せざる法律となるかも知れないのであります、又法律の規定全体

## 説

に付ては適當でありても或特別の場合に不適當のものもありませう、併ながら裁判官に於ては假令其法律が悪いにした所が之を適用する日に當りてはさう云ふことを願ふことは出来ない惡法も亦法なり惡い法律でも法律である裁判官は之を適用しなければならぬ、尤も民事に付ては解釋上の餘地もありますからして法律の不備欠點のある所は補ふことが出来ませんが、刑事に付ては解釋を以て法律を動かすことは出来ない、それでありませうからして不當と知りながら悪い法律でも適用しなければならぬといふことになる、一の事實を假定して申したならば随分世間の問題になりまして今臺灣で行つて居ります匪徒刑罰令御承知の通り内地の法律としては殘酷なる法律であります、併ながら今に於ては臺灣の情況が内地と同じでありませぬから其法律を施行するは尤もの次第でありまして己むを得ないことでありませぬ、併し臺灣の情況が今の有様でなく略内地の情況と同じになつた後、是は何年後か分りませぬが兎に角さう云ふ情況に達した場合に尙遺つて居つたなにかいふやうなものでも匪徒刑罰令に據れば重く罰せらるゝ傾きになる、さう云ふ不都合なる結果も随分無いとも限らぬのであります、又茲に一人の犯人があつたと假定致しますれば其犯人が犯罪をしました事情は大體可哀さうである憫愍すべき點がある、併ながら其法律の規定はどう云ふことであるかといふと頗る重い

死刑に當るものもある或は無期徒刑に當るものもあると思ひます、其場合に當つて法律は酌量減輕といふことを認めてあります、是は僅かに一等か二等かを減輕するに過ぎませぬ其犯情に適合するだけに減輕するとは出来ませぬから、裁判の結果は詰り犯情に適合しない刑を言渡すことにならうと思ひます、能く事實にあつて嬰兒殺をやるとか、或は貧窮の餘りどうしても子供を育てることが出来ぬから子供を殺すといふとがある、又婦女が嫉妬の結果一時の感情に制せられて人の住居して居る所へ火を放ける、成程其犯罪自体は重大なる所爲であるに相違ない併ながら犯人の心中に立入つて考へて見たならばどうであるかといふと實際事情の憫愍すべきものがあらうと思ひます、それで現行の刑法に於ては死刑に當るものもある無期徒刑に當るものもある酌量しても有期徒刑か重懲役で重いものである、其刑は犯情に適合したものでない、斯う云ふやうな犯情に適合しない刑は詰り不當の刑といふに憚らない、刑罰と犯罪とが權衡を得て居るのが正當の判決であらうと思ふ、それが只今申すやうな不權衡なる結果を來たしたのは畢竟法律の缺點即ち法律の苛酷なる所に原由するものと思ひます、斯る不當なる結果は決して公益上に於て等閑に附するとは出来ないこととあります、之を救済するといふは別に方法が無い特赦の外には救ふ方法はあるまいと思ふのであります、要する

に法律の缺點といふことは特赦の原因になると思ひます、それから是に牽連したる問題でありますから序に申しますが法律の變更の場合はどうである今までの法律が改正せられた其時分には其事が特赦の原因になるかどうかといふことに付ては多少議論もありまして一概に言ふことは出来ませぬけれども、今の法律が極めて嚴酷なる刑罰を規定して居つて其後改正になつた新法が寛大の刑を設けてあつたならば其時には特赦の原因にならうと思ふのであります、其理由は元來新法が新たに寛大なる刑を設けたといふは詰り舊法の嚴酷なる法律を社會の事情に適合せぬ事不必要であるといふ觀念から改正したものと言はなければならぬのであります、それ新法實施の當時にあつて舊法に據て處斷せられたものを見ますと、今日新法實施の日に於て不必要と認められた刑を執行することにならうと思ひます、それでありまして舊法に據て言渡された刑を執行するといふことは不正である、社會の公益上に於て面白からざる結果を生ずると考へるのであります、それでは是も特赦の一の原因となると思ひます、其實例は幾らもありませんが一二を言へば極く以前には今の刑法に對する舊法即ち新律綱領改定律令の時代には窃盜強盜詐欺取財監守盜等に對しても今の刑より重くして場合に依りては終身懲役なども言渡したのであります、所が窃盜詐欺取財とかいふ犯罪に付ては今日の刑法の目から見ますると假令其犯人は再犯以上であつた所が幾ら加重しても七年から上

に行くことは出来ない、それでありまして新法の今日にあつては不必要なる不當なる刑を執行して居るものと言はなければなりません、況や多數の裁判官に於て特赦を行はれたことがあるのであります、是は明治二十二年から以後の實例であります

## 論

## 説

次に特赦の原因と致しまして裁判上の欠點のことをお話しやうと思ひます、裁判官も人でありまして幾ら賢明なる裁判官と雖も事實の認定なり又法律の適用に於て誤の無いといふことは出来ないであります、况や多數の裁判官に於ては往々誤り易いこととあります、或は證據の十分でないものに向つて證據が十分として有罪を言渡したり、又は犯罪の性質を重く見て酌量減輕すべきものを酌量減輕せずして重く言渡すともありませう、又犯罪の構成しない事實を犯罪を構成するが如く見て刑を言渡す場合もあるだらうと思ひます、是等は皆非常なる誤りでありまして其裁判が確定したる場合には或は無罪たるべきものが有罪で刑の執行を受けることになり、軽く罰せられて當然なるものが重く罰せられるといふ結果が出来る、是等が裁判から出て來る不正の結果と考へます、是等も宜しく特赦を以て救済すべきものと考へます

## (五二)

裁判上の欠點のことに伴ひまして裁判例の變更のことに付て一言致します、裁判例の變更といふことは法律の變更とは多少趣きが異つて居ります、又裁判例とい

ふものは法律とは同一のものでありませぬ、併ながら我邦に於ては高等裁判所大審院の判決の効力は非常なものでありまして法律上に於ては假令大審院の裁判でも同一事件でなければ下級の裁判所を拘束することは出来ぬといふことは裁判所構成法で定めてありますが實際の事實は下級の裁判所を拘束して居る、なぜかといふと若も裁判例の通り判決しないと上告すると直ぐに破棄される、てありますから最上級裁判所たる大審院の裁判例は法律と同様の効力を有して居る即ち下級の裁判所を拘束して居るのであります、それが一旦大審院に於て從來の判決例を變更して今まで或法律の點に付て有罪の意見を表示して居つたものが今度は其點に付て無罪の意見を表示する、其時も下級の裁判所は其判決例に自然事實上服従するやうになつて來るのである、さうすると裁判例の變更の前後に於て大變不都合不權衡なる結果が出来て參ります、裁判例の變更前に於て言渡された罪は裁判例の變更以後に於て見ますと罪でないものを罪として罰して居るやうなこともありませうし又軽く罰すべきものを重く罰して居ることもありまして裁判例の變更の前後に依て非常に其間に不權衡を生ずる、變更前に言渡されたものと後に言渡されたものと差異が出来て來るのであります、是等も一の判決例變更の結果でありますけれども裁判例變更前に言渡した裁判は詰り上級裁判所の判決例に拘束されて法律の解釋を誤つて法律を適用したものでありますから矢張不當なる裁

## 論

## 説

(七二)

判てありまして其裁判から出て來る結果も矢張り不正でありますから之を救ふには他の裁判上の欠點と同様に特赦に依て救ふのが當然と考へます實例も明治二十五年以後に澤山ありますが煩しければ一々申しません尙茲に一の問題があります、それは犯人の精神病のことであります、精神病は果して特赦の原因になるや否やといふことに付ては種々議論もあることであります、私の考へる所に依りますると一概に言ふことは出来まいと思ひます、或る場合に於ては特赦の原因となり或る場合に於ては特赦の原因となるまいと思ひます、或犯人が其裁判當時にあつて既に知覺精神を喪失した即ち精神病に罹つて居る事實があれば刑法に謂ふ不論罪として處分すべきものであります又其犯罪後裁判の言渡迄の間に起つた精神病であれば是は刑事訴訟法に依て取扱ふことでありますから茲に申す必要はありませぬが詰り此問題は裁判確定後に精神病であるといふ事實が発見されたならばどうであるか、此場合に於ては若も醫者の鑑定なり其他犯罪前後の状況を調査して其精神病は突然起つたものでない既に犯罪當時に於て發生して居つた者であるといふ事實を確かめられた場合に於ては特赦の原因とならうと思ふ、是はなぜかと申しますると裁判所が判決をするに付ては十分に事實の調査をしなければならぬ、然るに犯人たる被告人が精神病であるや否やといふことも十分に審査せずして刑事上の責任ある人間として處罰したは矢張り審理の盡さぬものと言はなければな

らぬ、諸り裁判上の欠點になると思ひますから是は特赦の原因になると思ひます併ながら今申したやうな場合でなく判決確定後多少の日月を經まして突然と精神病が發作したといふ場合には特赦の原因になるまいと思ふのであります、其理由に精神病の起つたのは今申す通り犯罪の當時ではないのでありますから精神上に於ては多少監獄部内に於ても御意見のある方もあると考へます、全體刑を執行するのは決して法律上なり又裁判上の欠點になるまいと思ふのであります、是に對しては多少監獄部内に於ても御意見のある方もあると考へます、全體刑を執行する目的は何であるか畢竟犯人を改善するのが目的ではないか然るに其犯人が精神病に罹つて作業も出來なければ又命令も背かず獄則も守らぬ一も悔過遷善の效がない、さう云ふ人間を狼りに監獄に拘束するのは徒らに國費を増すばかりであつて刑の目的も達せられぬ、さう云ふ人間を特赦するのが特赦の效能のある所であらうといふ議論があるかも知れぬ、併ながら此説は餘り一面ばかりを見て他の方面を見ない説かと思ひます、成程精神病者は改善することは出來ぬでありませう少しも改悛の狀は無縁無いのでありますけれどもそれは單り精神病者ばかりでなく他の者にもあることと考へます、非常に重體なる病氣例へば肺結核とかいふ如き病氣に罹つて朝夕病苦に呻吟して居つて少しも他事を顧ることが出來ない、監獄に

居て刑を受けて居ることも殆ど忘れ刑の苦痛といふことも感せぬやうな者もないとは限らぬ、どうもさう云ふものまでも今の議論にすれば特赦しなければならぬと思ひます、尙極端なることを言ひますと極く悪い人間、惡漢無頼の者、決して改良することの出來ない者、殆ど監獄を以て一の樂天地と考へて自分の家同様に思ふて居る、自由を拘束されても何とも思はぬ、始終犯則もする、些しも監獄の命令も肯かぬ、處罰を受けても何とも思はぬといふ者が若もあつたならばさう云ふ人間も改良することの出來ぬ人間であるから同じく特赦しなければならぬことになると思ひます、是は極端の論であります但其處まで論じないと精神病者は改悛が出來ぬから特赦すべきものといふ議論は立つまいと思ひます、又反對論者の言ひます刑の執行の目的を達せぬといふ説は一應尤の様に思はれます、成程犯罪人を改良するは近世の刑法の學理上又監獄の學理上に於ては刑の目的はそれに相違なからうと思ひます、併ながらそれが刑の單純唯一なる目的であるといふことは私は認めぬ、刑の目的は或は犯罪の病毒が社會に傳播するを恐れるために犯人を監獄に拘束して居ることもあらう、又犯人を拘束して社會に此上に害をしないうやうにさせるためにやるもあらう、又一人を懲して他人を警戒する警戒主義の目的を有つた場合もあらう其外種々の目的があらう、決して刑罰の目的は單純なる改良主義といふばかりではあるまいと思ふ成程改善主義といふものが重なる

目的ではありませうけれども他に目的がないてはありませぬからして唯主要なる目的を達することが出来ぬから他の目的を達することの出来るに拘らず其人間を特赦すべしといふは少し片寄つたる説であらうかと思ふのであります、さう云ふ説の出るのは詰り特赦に依るより手段方法がないからであらうと思ひますが随分外に方法のないこともあるまいと思ふ今は無いけれども、聞く所に據れば刑事訴訟法の改正案などには刑の執行停止といふやうな規定がある、是等に精神病者も入つて居るやうに聞いて居る、さう云ふ方法もありますからして元來特赦の性質としては精神病者を精神病であると云ふ理由のみにて特赦すべきものでなからう斯る者に對しては刑の執行停止を爲す方が宜いと思ひます、只今の所救済方法がないから特赦すべしといふは少し不穩當の説と考へます、要するに精神病者は或場合に於ては特赦の原因となるといふことが言はれると思ひます

只今まで特赦の目的と特赦の原因のことを申しましたが尙附加のために特赦はどの要件といふことを少し申しませう、特赦は度々申します通り判決から出て来る不正の結果を救済するといふのが目的であります、即ち公益の保護にありますからして其犯人が言渡された刑が犯情に適合して少しも刑と罪の間に過不及がないといふ場合は少しも不正の結果を生ずる恐もないのでありますから是等に向つて

## 論

## 説

(一三)

は特赦すべき理由のものでありませぬが、第一に特赦の要件として考へなければならぬことは犯人の犯罪をした時の情狀即ち犯情であります、其犯情が極めて憫むべきものであつて刑が非常に重い時には是は無論特赦すべきものであります、併ながら若も犯情自体は大いに憫諒すべきものであるが幸ひに裁判が十分に事情を酌量して軽く罰して居つた時はどうである、其時は刑と罪との間の權衡は十分得て居りますから不正の結果を生ずる恐はない、さう云ふ場合は無論特赦する必要もなからうと思ひます、詰り特赦の第一要件は犯情を十分見なければならぬ即ち犯情の憫諒すべくして刑が犯情に適せぬといふことを第一に調査しなければならぬと思ひます、第二には犯人の監獄に入つた後の行狀即ち改悛の情狀があるや否やといふことを調査しなければなりません、多少犯情の憫諒すべき點があつても囚人になつて以來改悛の情狀がない始終犯則する少しも悔過遷善の實蹟が見えない人間に向つては特赦する必要はないと思ひます、特赦は前に申しました通り公益の保護を目的とするにも拘らず到底改悛の見込のない者に特赦をしたならば其犯人は世の中に出て直ぐ犯罪をして社會を害する、斯くては公益を保護する爲めに特赦して反て又公益を害するといふことになり差引勘定何でも無ひことになりません、さう云ふ者に對しては特赦すべきものでない、改悛の狀のある者に對しては特赦すべきものであります、さう云ふ人間は犯情の憫諒すべきに拘らず特赦

することは出来ぬと思ひます、第三には犯罪の種類率乃性質と言へば宜うございませうか、犯罪の性質を十分考へて見なければならぬと思ひます、其犯罪が一時の怒りに任して人を殺したとか、酒に酔つて人を毆打してそれがために人が死んだとか、或は非常なる恨みがあつて其恨みに堪へずして人の家に火を放けたといふ如き偶發的の犯罪でありましたならば是は特赦しても再犯する恐がありませんからさう云ふ人間は特赦するが至當であらうと思ひますが、若も其犯罪が窃盜強盗詐欺取財といふ如き或多數の上に於ては慣習犯罪であるやうな者に向つて特赦するのは不當のことと考へる、是は前にも申しました通りさう云ふ犯人は兎角再犯を仕易い、さう云ふ人間に向つて特赦するといふとは甚だ不必要なるのみならず不正當のことと考へます

要するに特赦の要件は外にも多少ありますけれども重なるものは只今申した犯罪、犯人の改悛の情状、其犯罪の性質といふことに歸すると思ひます

余程長くなりましてお倦きになりませうが尙最後に特赦の効力といふことに付て一言致しまして此席を降らうと思ひます

特赦といふものは其効力は既往に溯るものでない、即ち一旦言渡された判決を全然判決のなかつた如きものにしてしまふ即ち確定判決を全滅してしまふものではないのでありまして、唯刑の執行を免除し或は減少するといふに止まるのであり

ます、それでありますからして無論其人間が再び犯罪すれば再犯加重にもなりません、是が大赦など、違ふ所で大赦になると其効力は既往に溯つて恰も犯罪が無い如くに見做される其罪に對して免したので犯罪の無い如くにし裁判も無い如くなくつてしまふのであります、大赦を受けた人間は罪を再び犯しても再犯加重せられない者であります、是が特赦と大赦の違いであります、併ながら特赦が一旦効力を生じた以上は或事情に依て取消されることにはない是が假出獄とは性質が違ふので其差異があるのは無論であります、兎に角特赦は一旦言渡された以上は取消されることはないのであります、外にも申したいことが種々ありますが長くなりますから此邊で止めて置きます

終りに臨んで別に名説のある譯でもなく自分の發明した所あるでもなく詰らぬことを申しまして甚だお氣の毒に存じます、此段お斷りを致します

## ○囚徒逃走の事故

(於十一月茶話例會)

神野忠武君

今私が突然と此處に登りましたが今日は諸君に向つてお話をするといふ考は毛頭持つて居りませなんだので、あちらの控席に於て小河事務官から何か話をせよと

いふことであつたのであります。所が一向纏つたこともございませず話をする積りてございませぬからお断りをして居つた所が茲に出て見まするとダシメクにありて巡回の所見といふやうなことをお記になり、是非話をせよといふこととございませぬから甚だ私は困つた、困つたのは私は困まらぬ私自分に於ては時間を無駄に費さうがどうさうが差支ありませんが此貴重な時間を諸君をして無駄に費さしむるといふことは甚だ私は不本意に考へる、併ながら是非やれといふこととありますからさう躊躇する譯にも往かず一言お勧めに依てお話をしやうと思ひます、實は過日九州地方を巡回致しました、それに付ては私にも相當の所感もございませぬけれども是は材料だけは纏めて居りますが未だ私の研究が十分に至つて居りませぬからそれに付てお話をするといふことになりますると彼は當り障りも生じて來やうと考へる、それ故に其方のことは今回は見合せて置きまして後日又機會があればお話致します、それで最近の私の署に起りました逃走の成行に付て其状況を話したら幾らか諸君の御参考にならうと考へますから其實況を僅かの時間を拜借して是からお話しやうと思ひます

私の持つて居ります監獄は御承知の通りの構造でございます、私以下部下の者が現に行刑方面に向つて働きつゝある力に於て不備を感ずることは往々であります

が併し構造に於ては各府縣の監獄に比しますると稍堅牢である、警備の一點に至

## 論

## 説

(五三)

つては稍備つて居る、斯う云ふ一面安心を有つて居りますからまさか私の監獄から逃走囚を出すといふことは先づ無いことではないが、現に右お話する通り甚だ警備上に向つて注いで居る私初め他の力は足りぬ所はあるが一方構造の上から考へると逃走囚を出す不面目を來たすことはないといふ考を有つて居りました、所が或日最近のこととございませぬが恰度私が其日の仕事を終つて退署しやうと致しました少し前に或看守長が私の所へ來まして報告をしようと云ふ、其時には私の所に人が見えて對話をして居つたこととあります、でございませぬが報告と言ひますから何の報告であるかと聽いて居りますと實は或工場の鍵を一つ失つた所がそれが未だに發見しない失つたといふことを聞くや十分に取調をしたけれども未だに發見をしませぬから是までの成行を報告をして置くといふことを言つて來ましたか、らそれは何時のことかと私が尋ねました、所が昨日の夕景に其事の報告を得たのであるといふとである、其報告を聞くや私は大變腹が立つた、苟くも看守長として一同のものを預つて居るものが前夜の出來事を翌日の午後四時近くになつて報告する、其事柄や監獄の警備に係ることにも拘らず左様な緩漫なことでは迎ひ兼ね、そこで私は吐鳴り付けやうかと思ひました併し他の人と對話中てございませぬからさう烈しいことも出來ず又私の感情の儘そこに意思を現はすことになる

と看守長の位地にも關係を有つのみならず其爲めに殘らず關係を有ちますから甚

だ報告が怠慢である詮索して見出さなければいけないといふことを命じて置きました、段々課長を喚んで取調の情况等を聞いて見ました所が先づ取調方は周到して居る然るに發見をしない、何分氣に掛つていけないのですから尙歸る時分に二課長を初め其他の當直の看守長には私の意思の及ぶだけの注意を加へて置いて私は歸つて其夜の十時過ぎでございましてらう寝ねました所が、夜の十二時頃私の表門を敲く、それから直ぐ起きて行つて何かと聞いて見ますと囚人を一人見失つたといふ看守が來ての報告であります、見失つたとはどうしたかと聞くとそれは夜の二課の當番所の脇で取調をして居つた中に踪跡を失した未だ見當らないといふことでございすから、さうかそれでは直ぐ出るといふことで仕度をして出て行きました、所が二課長は既に出任して居りますから二課長にどう云ふ配置をしたかと聞きますと斯様々々の配置をしたといふ大体配置の返答をします、大体の配置は出來たが今の踪跡を失したといふ上から此際特に必要なことはどうかといふことを考へましたが直ぐ是は外圍を越したてあらうか越さぬであらうかといふことの事實を取調べるのが一番である、外に出た時は出た手配をしなければならぬ内に居れば内に十分力を注がなければならぬ、其事が先決問題と考へましたから特に一二の部長を指揮して外圍の塙を蹠した有無を取調をさした、所が初めてやりました兩名の看守部長は何たる踪跡はないと言つて歸つて來た、無いと

## 論

## 説

(七三)

言つて一應歸つては來ましたけれどもどうもいろ／＼の事實を綜合して考へて見まするに甚だ懸念に堪へませぬから更に斯様な取調をしたのであるがもう一應綿密に取調をせよと或部長に命じた、所が其部長が塙の外側を廻りて見ますると外際に衣服赤着物物が脱いであるそれを提げて歸つて來た、是がどこそこに脱いであつたといふことでありますからそれでは或は出られたであらうかといふ私に考が起りました、それはどう云ふ風に落ちて居つたかといふと此帯が僅かに一部に現はれて其上に三つに折つたが如く着物が落ちて居つた斯う云ふことであつた、それに付て私が考へまするに着物は成程外にあつたが塙を蹠すや衣服を脱ぐ必要を認めぬそののみを以て愈々外に出たものであるといふ決心は出來ぬ、それから右等のことをやりますと共に構内の各部は悉皆取調をさした、其取調をさせます中にも御承知の工場でございすがあの中の中二工場と三工場は服の仕立中にある所の物が置いてある場所でございますから其工場に或は這入つて服を持つて外まで出て直ぐ塙の外で着替へをして逃げはせぬかといふ疑を有つた、それ故に他の工場は強いて危険はないが二工場は別房なる懲治に用ゐる服を仕立て三工場は洋服を仕立て、居りますから二工場と三工場は或はさう云ふ物を引出さんかいふ疑が起つた、それは是非工場内へ行つて調べるそれには第一外部の鎖鑰に異常があるや否やを調べ異常がなくも工場に入つて上の窓に這入つたかといふ形跡を取調を

しなればならぬといふことを命じたのであります、それには此席にも出て居ります私の方の宮原看守長、園田看守長が一人、其工場を監理して居る看守、それに看守部長等大勢の者が工場に入つて取調をしたのであります、所が外部の戸の鍵りに異常がない、之を開けて内に這入つて見まするに内にも別に怪しい所はない、唯一部に綿が澤山積んである綿の打直をして居るので、でございませうが私は當初窓に異常がなければ深く搜索をするに及ばぬといふことを言つて居る、工場には上と下に窓がある、下の窓にはポルトが入つて居る、上の一工場に四つある其窓にはポルトが入つて居ない、それで若し工場に這入つたとすれば上の窓から這入つたので、這入たなれば這入つた形跡を存して居る筈であるといふことでそれだけの人を以て調べましたが何たる形跡がなかつたのですから此中には無論這入つて居ないといふことを認めて私の方にそれだけの状況を報告したのであります、もう殆ど居る場所がないがどうも着物の脱いであつた鹽梅塀に少しも跡へた形跡が存して居らないといふ點から考へて見ますると二三分は未だ内に居りませぬか、塀に形跡はないけれども十の七八は外に出たであらうといふ考が私に起きて居つた、内に居るといふ方の考は余程力が薄かつた、其時分二課長或は宮原看守長は必ず内に居りますぞといふことを頻りに私に言ふた、内に居りますといふことは何て言ふか唯感覺上内に居りますといふだけではないかぬそんなことでは

## 論

## 説

いかぬと言つた、内に居るといふはどう云ふ譯であるから必ず内に居るであらうといふならば宜いが唯漠然と感覺上から居りませうといふことはいけな、そんな爲めに其方面に力を無駄に注いで居ることはいかぬ、併し私も幾分か内に居らうかといふ懸念があるから警戒を緩めることは出来ぬ、其際に外は本人の住宅内縁の妻として居つた住處、もう一ヶ所關係のある方面に向つて看守を悉皆出して模様を探らして居つた、尙東京の各警察署に其事を通知をして警戒を加へる、それから柄木から元と出た者ですから其方に照會する、別に調べやうがないものすから右を話す通りにして平日の配置に四人の看守を増し看守部長二人を増して若し内に居つても外に出る時があつたならば直ぐ氣付いて捕縛するだけの準備をして其朝チヨット歸りました、翌朝四部長が見えて四部長の意見があつて又取調をしなればならぬ、塀の上に足跡があらうと思ふから見ぬかといふことで注意を受けましたから注意通りはやつて見ましたが何たる認めは付かない、それから日中になりますから尙念の爲めに構内をいろいろと取調べた、工場は固よりのと隅々取調べましたからもう居り様がない、唯土管の大水路が設けてある其中に或は潜んで居らぬか之を十分に取調べることは容易に出来ぬことであるから先づ外部の警戒を緩めずと置くより仕方がない、其日は殆ど悉皆事務所の天井に至るまで取調を致しましたが何たる形跡がなかつた、それで其日も仕方がないからどこ

からか消息がありはせぬかといふ位の考を以て其日も一日經つて日暮に私は歸つた、それから食事をしつゝ考へますに其時分は月が夜の十時でないといふ、月の出るまでは外部が危険である、食事をしつゝ不意と今晚のやうな時に月の出るまでに此内に潜んで居りて若し今晚塀を踰越したやうなことならば不面目の上に着々不面目である大いに力を注がなければならぬといふ考を起しましたから、速かに食事をしまつて直ぐ私は監獄に出て行つた、今平常の配置の外にどう云ふ配置をして居るやと言ふと四隅に立番を置いて看守部長兩名が巡警をして居るといふとてございませぬ、尙書面上に付て注意を有たなければならぬことは一課長を喚んで注意を與へて外部に行くや或部長に塀の一隅で逢ひました、其部長に今晚如きは極く警戒を密にして置かなければならぬ見透すことが出来ぬから直きに知るやう注意しなければならぬ自分は斯う向いて廻るから部長は工場の前を通つて前後左右注意しつゝ行けさうするとどこで出會ふといふことを言つて別れましてさうして出會ふと言つた處まで廻つて行きますと向ふから一人來ますから齊藤部長かと言ひますと左様でございませぬと答へる、近付いて來てどうだと言ひますと實は今寝まへました、櫻まへた何處で、三工場の脇で寝まへました行ますと踞んで居る役人でないかと思ひますと近付いて自首致します安次郎でございませぬと云ふ、それで櫻まへて當番所に引渡してあなたを尋ねに來たのであるといふこととて

おる

論

説

今お話するとが私共司獄官として余程注意して居らなければならぬと考へる、それから本囚を取調べて見ました所が逃走をせんとするに付て繩を用ゐた其繩は工場から取出した、どこに置いて置いたかといふと本囚の言ふに工場の外際の窓の上に置いた、窓の外際にあれば誰も氣が付く筈だがその上に便所に用ゐる雑巾を蓋ふて置いた、それから二三日過去つて其晩に本人が癪癪を起したとかいつて苦んだやうな態で、それを醫者に診せ病監に送るといふ彼是のために當番所の裏に置いて置いた、それで視線を外したのはいけませぬが其夜の當直の部長がチヨット立つた其間に踪跡を失したので、失するや本人は工場の窓に置いた繩を取つて工場の直後ろまで驅けて行つて己れは裸かになつた着物を捲いて繩を括つて塀に向つて懸けて着物を掛りを懸けやうとした、懸けて引つ張ると繩が落ちて向ふに着物が落ちた、それで前のやうに着物が落ちてあつたらうと考へる、是はしまつた何か石でもないかと木でもないかと間諛付く時に提灯が見えた、是はたまらぬと思つて豫て自分が見て置いた工場そこに逃込まなければならぬと便所の脇に手を掛けて屋根に登つて上の窓から這入つて綿の中に踞んで居つた、斯う云ふとを言ふ、けれども其事は本人の自白を聞いても疑つた、窓といつた所が確かに取調べさしたに窓を潜ることはない筈と思ひますが、本囚が言ひますから詳細聽

取つて本因を伸れて工場に行つてどこに歸んで居つたと言ふと此處に歸んで居つたと緋を教へる、どこだと言ふと此隅だと言ふ、成程歸めて居れたらうけれどもどこから這入たかと問ひました所が此窓から這入りましたと言ふ、其窓を二課長と我とて他の者に提灯を持たして見るとポルトが一、つ外れて居る、そこが實に私は大事の所と思ふ、前話するやうに大勢に工場を取調べさせたが其者の不注意で決してない、私自身が行つて工場を取調べしても此因人を得攫まへなかつたと思ふ、なぜかといふと此處には堅牢なる取締のある場所である斯う信じてしまつて居るからそこは調べない、即ちポルトの無い方の窓だけを調べて降りて来た、私が行つてもさうだと思ふ、それですからどうしても監獄のとは此處は大丈夫取締が出来て居る處としても其方面に向つては尙十分に注意を拂つてやつて往かないと、今のやうに逃がし切りはしませなんだが殆ど一日半其場所に於て總ての役人が心配しつゝ過去つたといふことは實に私の部下の者の意思の注ぎ方が足らぬのでしたのであります、こゝ等が私を初め私の部下の者の意思の注ぎ方が足らぬのであらうか私より今一層強健な頭を有つて居らるゝ方が居れば直ちに看破が出来るのであつたか否やといふことのお考は自負のやうでございませうけれども其場合に接せらるゝと或はどうかと考へる位である、是等は監獄の警備としては頗る密に注意を有つ必要ありと考へ、多少斯う云ふことも監獄を預つて居る人としては御

参考にもならうと思ひますから此事を實塞きにも話した次第であります、無駭に御清聴を煩はして恐縮に存じます

雜 錄

○獄事小品

龍 涯 漁 史

慈善事業

某評家曰く貧者の慈善事業程恐るべき害毒を社會に流すものなかるべしと、言稍偏執に失せりと雖も亦時弊を穿つの泛針たらずんばならず、慈善事業は固より淨財の喜捨に依て成立するものに非ず一片の理論より之を謂へば金錢と慈善とは何等の因縁關係なしと雖も慈善事業もまた是社會に於ける一の事業たり、事業何物か能く金錢なくして成立するを得むや、此の故に慈善事業とは名を慈善に籍し其の美名の下に金錢の喜捨を仰ぐの事業なりとの定義は自から依て來るべきは自明の理とす狡猾なる貧者、金錢を以て第二の性命とまで思惟する輩は此の美名の下に人情慈善を拒むこと能はざるの驕點に乘じ私利を貪らむとするものあるは

實に免る可からざる數とす、感化院免因保護會社の一起一仆朝夕を圖られざるものあるは即ち是れが爲めなり、殊に感化若くは免因保護の如き其の事業の性質として當初より規模の大なるものを結構せんとする欲するが如きものは一面私利の爲に構せんとするを露出するものと謂ふべきのみ、將來若し夫れ眞に此等の事業に當らむとするの熱心家だにありとならば自己單獨の力を以て宜く拮据經營し其の天職を全ふするの志節なかる可からず、既に他人の資を仰ぐ事や極めて陋なり、況んや之が爲めに赤貧の書生一朝にして數千若くは万の資産を作る者あるに於てや、予は其の面に唾するも尙饜くを知らざるなり、今や漸く世人の慈善事業に同情を寄せんと欲する者あるに際し此の輩の爲めに利用(害用?)せらるゝに至らば終に世人はまた慈善事業の前に警戒を加ふるに至るべく文明を戕ふの賊子たりとの汚名は予輩之を彼等の頭上に冠するを憚らず、斯の如き風潮の間に立ちて挺然として獨り其の効績を顯はしつゝあるものは即ち

原氏の免囚保護事業  
 なりとす、今日迄の成績に依つて之を傲するに彼保護者中約三分二以上は好成绩を告ぐるもの、如し、是れ實に原氏獨得の天才に依るもの多きに居ると謂はざる可からず、其の事業に對する熱心と眞摯の情とに至ては寧に擲するに堪へたるものあり、然れども予茲に原氏の心事を解するに苦むものあり、氏の頃日新聞社員に談話したる一節に曰く

(前略)其から監獄なら監獄が非常な懲戒をすると同時に精神的蜜を其の渴ける口に注いで遣つたならば或は幾分か悔悟する事も有らうものゝ形式的で……お役人的に冷ッこい心で少しも同情なしで……冷え切つた頭の間人を監獄と云ふ真四角な石の箱に詰めて上から重い蓋をしといてサア期が満ちた社會へ出ると云つた處で何が出来やう……今の監獄の教誨なんかと來たら天から話しにならないんです(以上客月二十日二六新報所掲)

原氏の口よりして此言を聴く、誠に氏の事業に對する熱心の餘りなりとは云へながらもまた監獄の實況斯の如き過ぎずとは云へ、其の語氣の上より之を察すれば、氏は斯事業に成功を望まにしたる

を誇るの色、言外に溢るものあるを覺へずんばあらず、原氏の事業其の成功を告ぐるに至りたる所以のもの豈獨り氏の天才のみに在らむや、之に就ては予また多少の觀察を有す、固より茲に之を表するに意なし、されど慢心自家の功を誇り監獄教誨を痛罵せんと欲するが如きは予之を原氏の爲めに採らざる所とし且又同情自から離散せらるゝに至るを憂へずんばあらず

米國の監獄  
 此新文明國の一般社會組織の上に於ける進歩は實に驚くに堪へたるものありと雖も刑事組織に就て之を顧みれば尙極めて幼稚たるを免かれず、刑事學者としては有名なリボングストン、ワインス、ヘース、ウニランド、ブリンカーホッフ等知名の士あるにも拘はらず刑事政策の失敗を招くに至りたる所以のもの實に米國の刑制一致統一を缺き非常に寛容なる態度を採て罪囚を處遇したるの罪に坐せずんばあらず

奇を趁ひ新を好むは彼等米人の特質にして前記の學者確乎たる思想を以て之を啓發するに努めたりと雖も終に世論の容るゝ所と爲らず一面財政の餘裕は益々彼等の好奇心を驅て終に滑管監獄なるも故に逐年犯罪の増加は固より怪むを須るす、千八

百五十年に於ては合衆國の人口百万人に對し僅に二百九十人の割合なりしも越へて二十年後即ち千八百七十年に於ては百万人に對するの割合八百五十三人に昇り尙十年後千八百八十年に於ては千六百六十九人と爲り千八百九十年の人口統計に依れば終に百万人に對するの割合一万人に昇るに至れり即ち之れを換言すれば千八百五十年に於ては人口三千四百四十二人に對し罪囚壹人の割合なりしも四十年經過の後即ち千八百九十年に於ては人口七百五十七人に對し犯罪者壹人の割合なりとす(英國は同年に於て人口千六百十人に對し罪囚壹人の割合とす)其増加の速度豈驚くべきに非ずや試みに若しまた單に殺人罪に就て觀察する所あらば尙犯罪増加の度を窺知るを得べきなり

年次	殺人犯罪者員數	死刑執行	私刑
一八九〇年	四、二九〇	一〇二	一五六
一八九一年	五、九〇六	一三三	一九五
一八九二年	六、七九一	一〇七	二三五
一八九三年	六、六一五	一二六	二〇〇
一八九四年	九、八〇〇	一三二	一九〇
一八九五年	一〇、五〇〇	一三二	一七一
一八九六年	一〇、六五二	一二二	一三一
一八九七年	九、五二〇	一一八	一六六
一八九八年	七、八四〇	一〇九	一二七

一八九九年	六、二二五	一三一	一〇七
一九〇〇年	八、二七五	一一九	一一五

(以上はシカゴトリビュン新聞社の統計に據る)

殺人の重罪犯者にして既に斯の如しとせば其の他の微罪者に至つても亦之を想像するに難からず、前記罪囚増加の率率是一般米國に於ける統計の不完全なるが爲めに正確の數を知るを得ずと雖も少くとも自國の我田引水を容るすとするも概ね斯の如き計數は疑を容れざる所なり

惟ふに米國の刑事政策を誤るに至りたる所以のもの其の原因二三にして止まらざるべしと雖も、予は先づ罪囚の雜居混同を以て其弊の第一と爲さるを得ず、目前の小利に饜餽するの偏曲なる經濟眼は隊伍を組むで勞務に服せしめ監獄内部に於ても亦外間に於ける如く自由人民の財産を奪取せしめざるを要すとの主義に依り熾んに監獄製品を産出し之に依つて以て収入を多くし監獄自衛の策を全ふせんことを努むるの結果、焉んぞ知らむ却て罪囚之が爲めに増加し結局經濟の旨義を貫徹するに至らざるを、徒らに工錢の收入を多くして其民の負擔を減せしめんとし其の實罪囚の増加を曉らざるが如きは不明も亦甚しと謂ふべし

第二は米國獄制の寛容なる點に在り、罪囚を遇す

るの旨義、眞摯穩健を缺き半乎たる見解の上に建策せず、漫に奇を衒ふの風尙の爲めに刑罰權を濫用し従つて寛容なる遇囚は却て自由良民をして羨望の情を起さしむに至りたることはなりとす、予は此點に就て特に模範監獄と稱するユルマイラ監獄に就て多少の評論を試みむと欲す

ユルマイラ監獄

世にはユルマイラ監獄を以て完全至美の制度と盲信する者あり、概して米國監獄の不規律不統一なるは言はずもが、獨りユルマイラ制を以て刑事上則るべきの模範と爲す者あるに至ては偶々以て彼等の刑事學上に於ける智識素養の淺薄なるを證明するのみ、實際彼監獄を踏査したる者の言若くは歐洲刑事學者の説或はまた米國に於ける識者之言に依て之を徵するに此の所謂新制なる者に就ても何人も刑事上眞面目に耳を傾くる者なしと謂ふも強ち誣言にあらざるなり、然るに獨り之を以て惟一の則るべき制度と誤信する者あるに至ては實に之を單に刑事學上の智識として觀察するも大に嚙嘆せざるを得ず殊にユルマイラ威化獄年報の如きは裝釘を美にし紙質印刷共に鮮麗、人目を惹くに足るものありと雖も是れ一種の廣告に過ぎず、之を讀まむ者は必ずや廣告文を讀むの心掛を以てするに非ずんば終に非常なる誤解に陥るを免かれ

ざるべし、獨りユルマイラ年報のみならず一般に米國の報告書は售名の爲めに成るが故に讀者若し夫れ之を盲信するに至らば書を讀まざるに如かざるものあらむ、僅々二三の監獄報告書を讀むて之を盲信し若くは彼の地に遊んで多少監獄を視察したりとするも未だ以て適かに監獄學に通じたりと謂ふ能はず否寧ろ斯の如き素養の下に胚胎せる思想は極めて不健全にして其の實監獄の意義を解するの能力なきものなり

讀者も知るが如くユルマイラ監獄は實に十六歳乃至三十歳の初犯男囚を拘禁する所にして内には殺人罪強盜強姦の罪を犯したる大逆無道の輩を含む一般に拘禁の最長年限は罪質の如何に拘はらず五年を以て限度とす、然るに其の實獄内の善行に依りて刑期を短縮し之を赦免するが故に事實上一年半若くは二年にして之を放免す、該監獄の階段は之を三級に分ち初入者は先づ中級に編入し學術の研究と勞務及行爲の點に就て得べし、而して上級に在りて尙品行方正なるときは五年の處期に對し赦免を得るものとす、讀者須く記憶せよ、如何に該監獄の老巧なる典獄ブロックウエー氏の人心を惻破觀察するの明敏なるものあるに依るとは謂へ、強姦強姦殺人等の大逆を犯したる者に對て僅々二箇年

雜

錄

の歲月を以て能く之を改善(檢?)し得べきかを、年報の報道する所に依れば百中八十人以上は良民と爲つて現に生活を營むる事實ありと謂ふ、此の驚くべき好成績に就て尙深く研究を費せば其の實は直ちに視て以て善良と爲し而かも亦出獄者遠く趨て他州に赴きたる者の員數をも善良者として計算せりと謂ふ、是れ予のユルマイラ年報を以て特

のみか、十四時間内に二十人の殺人犯罪、行はれたるが如き猛勢を以て見るも因果の理は争ふ可からざるの事實なるを曉らむ、尙また之に關し「オプザバー」記者の所見を参照するの價値あるべし、曰く

統計の示す所に據れば此國に於て終身刑と稱するは單に名義のみに止まり其の實數年にして出獄せしむるを得るか故に總へての犯罪は此假出獄の弊習に歸せざるを得ずと

む可からざる誇張の廣告文なりと謂ふ所以の一なり(讀者詳細を知らむと欲せば小河先生著獄事談三二一頁乃至三二四頁参照を要す)されどまた實際特に監内に於て工藝を練習せしめ放免前相當の口を搜索し其の是れあるに及んで始めて出獄せしむる一種の雇人口入事業を營むを以て(是れ實に不定期刑の特色とす所なり)僅々六箇月間は如何に強惡の徒とは云へ茲に従事するの觀念を生ずべきは亦盡ふ可からざるの事實なるべし

眞正の不定期刑なる意義は遠くクロフトン、クインブレデラツク、ホル等諸先輩の風に唱道する所に係り歐洲の刑事制度に於ては健全なる意義を以て此精神を適用せらるる例へば刑期の半以上、外間の役業に従事せしむるが如き是なり、獨りまた初犯囚のみならず改良し難き累犯囚に向つても之を適用せらる、即ち今日の監視制度是なり、監視制度に就ては由來非難の聲あるにも拘はらず適用の方法如何に依ては之が爲めに罪囚減少の効を奏するの事實尠しと爲さず、然るに米國に於ては概して殆んど監視なるものを存せず所謂不定期刑なる者のボウトン(世人の通常ホウトンと誤讀するもの)も亦茲に於てか極まれりと謂ふべきなり

雇人口入營業は儘かに彼等の世路に立つ上に於ては其効あるべしと雖も之を以て監獄内部に於ける紀律取締の完善を下するの標準とは爲すに足らず、監獄内部の情態は假りに別問題として見るも之を以て一般社會の犯罪を減少するに足るとせば敢て深く咎むべきに非ずと雖も其の實依然として犯罪は益々紐育市に減少したるの事實あるを見ざ

ユルマイラ不定期刑の適用は全く教育組織に在り

其の學科とする所は習字繪畫算術外國歴史は勿論  
 經濟學實地倫理學地文學商法政治學等にして大學  
 教授概ね之を掌り試験討論會時々また開かれ習  
 の獎勵發達に於て頗る努むる所あり體育訓練の方  
 法としては兵式體操を行ひ是れまた缺くる所なき  
 もの、如し唯獨り怪む聖書讀は最も大に努めざ  
 る可からざるに反し此の點に於て著しく力を用ゆ  
 るの形跡なきを

監獄内に一の週刊新聞あり、記事編輯共に囚人の  
 手に成る、記者一日寒威凜冽風雪密を撲て婆娑た  
 るの日、窓外を望めば茅屋の内垢髮髻衣粗食に慣  
 れたる貧民暖を覓むるに由なく相互に踴躍するの  
 狀を視、之を自己の運命に比觀して曰く

監獄内に於ては一定の食時あり、炊室よりは  
 馨ばし香氣來て鼻を撲ち笑語咄々相交錯して  
 開ゆ、食事は暗かく分量も極めて十分に室内は  
 蒸氣を以て暖められ、長き日も短く暮したる後  
 には電光は終夜隈なく輝き渡り絶へて幽鬱寂寥  
 の感だに起らず、書籍は豊富潤澤真に怡神の具  
 たり

道がに該記者(囚人)も之を以て罪囚の恩遇と爲す  
 の不權衡なるを覺りてか結論して曰く、結局神な  
 き心は利益なるべきか、と嗚呼眞に然り神なき心

は果して利益なりや、予は該囚人と感と同じふせ  
 ずんばならず、茲に於てか自由は唯僅かに、一の空  
 言迷辭たるに過ぎざるを覺ゆ  
 其作業の如き専ら工藝を授けむことを目的とする  
 が故に大工左官は勿論鑄型電信速記若くは按捺術  
 室の設備あり、多くの手工藝は朝に之を製出し夕  
 に之を破壊し専ら技の進まむことを計る眞に滑稽  
 監獄の名に背かず

エルムイラ監獄も流石に寛容なる態度を以て罪囚  
 を御することの難事なるを知りてか懲罰として答  
 杖を用るたり、千八百九十四年管杖慣用の事實端  
 なく暴露して社會に發表せられ之が爲めに一時老  
 典獄の辭職を見るに至れり、其事の是非は姑く擱  
 き兎に角管杖罰あるの事實は同年に至る迄全く社  
 會の知る所と爲らず且年報にも一言の之に迫らな  
 かりしを以て見るも如何に報告書の信憑す可から  
 ざるかを知らるに足らむ、是れ予の報告書に信を措  
 くこと能はざる第二の點とす

然りと雖も典獄プロクウエー氏は一種超凡の才識  
 を有す、プロクウエー氏あらざれば今日エルム  
 イラの聲名を維持すること能はざるべし氏ありて  
 始めて此不完全なる不定期刑を活用するに足り寛

容なる行刑の方法も氏を待て多少探るべきものあ  
 るを致したるなり、然るに之を一の制度として推  
 奨する者ありとなば予は思はずも失笑せざるを得  
 ざるなり、兎んや之を模倣せんとするの當局者若  
 し萬一にもありとせば是れ我國に於ける行刑の方  
 針として須く警戒を加ふべきを以て吾人の任と信  
 じ茲に多少卑見を陳説するあるのみ

### 巡見録

別 天 生

本稿載録する所のもの題して巡見録と謂ふと  
 雖も而かも其の内には固より先輩の巡見に係  
 るものあるは勿論なりと雖もまた單に意見に  
 係るものあり或は多少鄙見を交ゆる所もあり  
 て題意必ずしも愜合せず、讀者請ふ之を諒せ  
 るべし

一、囚人の寫眞は多くは監外の寫眞師をして撮影  
 せしむるも場合に依り看守押丁をして此技に慣  
 れしめ撮影せしむるの簡便なるに如かざる者あ  
 るべし、固より之には廳費を以て器械藥品の購  
 入するの煩あるを見るも寫眞費を常に支拂ふ所  
 の監獄に在ては經濟上亦利する所もあるべし、  
 如何や一考を請ふ

一、控訴院所在地の監獄にして控訴刑の確定した  
 る者にして原縣へ送還すべき者に就ては兎角預  
 り囚の感をも以て之を取扱ひ從て身上票の照會も  
 之を省略するの傾ある地方もありと謂ふ、此等  
 は如何にも事務に不親切なるものにして何れの  
 監獄に於ても當然爲さざる可からざる事項は互  
 に共助するの心掛あるべきは勿論にして殊に身  
 上票照會の如きは在監中常に知り置くべき事項  
 なるを以て其れ是れに論なく一様に取扱はれむ  
 ことを望む

一、概して看守に對するの訓授は粗略の感あるを  
 免かれず、甚だしきに至つては一個月絶へて訓  
 授せざるの向も尠ならず訓授は看守に執務の方  
 針を授くるものなり、一の看守教習方法なり、  
 必ず日に一二件宛訓授せしむること、定むるを  
 要す、而して訓授したる者は是れ亦訓授簿に摘  
 記せざる可からず

一、監獄の營造物は典獄の交迭毎に之を變て模倣  
 替するを常とす、經費の濫費は多く此邊より胚  
 胎す、慎ますんばある可からず、聞く主務省に  
 於ては之が監督に就ては將來一層嚴に調査を遂  
 げ實に必要止むを得ざるに非ざるよりは漫りに  
 認可せざるの方針なりと謂ふ  
 一、看守點檢の法に就ても亦遺憾なき能はず唯命

令に應じて手帖呼子笛を出さしめ其の所持する  
 や否やを檢するに止まり如何にも形式の觀あ  
 り時あつてか笛の音調を聴き若くは劔を脱せし  
 め、靴の如何を精査し髪の見苦しき迄に蓬々た  
 らざるや鬚髭の能く剃除されたるや被服の汚染  
 なる廉なきや等一般紀律上に關して精密に精察  
 するを要すべし、是れ實に點檢の精神なりとす、  
 徒らに人頭を數へ立て、以て點檢の能事了れり  
 と爲す勿れ

一、請負人の所屬に係る作業の製素品は監獄は何  
 等の關係なきが故に之を精確に調査するの必要  
 なきが如しと雖も苟も監獄は素品幾何を領し製  
 品幾何に仕上げ幾何の素品を要したるや若くは  
 現在某所に素製品如何を保管するや等の調査を  
 受取人に爲さしむるか若くは相方妥協の上何れ  
 なりとも此調査を爲し置かざる可からず、是れ  
 雷に請負人の利害問題に非ずして監獄の紀律上  
 之を取締らざる可からざればなり

一、囚人の購求願を差出したるときは工錢を以て  
 支拂ふべきか若くは所持金を以て支拂ふべきか  
 は一に囚人の意思に依らしむべし、然るに或は  
 單に領置主任の意見に依り隨意の費目より之を  
 支拂ふが如き所あり是れ頗る穩當を缺くものと  
 懸む、例へば領署工錢二圓以上の者は食物購求

不便あるを免かれず固より各工場別に計算する  
 の便はありと雖も記入様式に於て轉役の場合も  
 之を利用せしむるの無旨なること明かなれば此  
 等は即ち様式に違ひたる取扱と謂ふべきなり  
 一、上等司獄官會議は到る所巧みに之を利用せら  
 れたる者多きが如し、唯僅かに場査會議を以  
 て責を塞ぐの傾なきに非ず、之が議に附すべき  
 者豈何ぞ乏しからむ、工場を一週すれば忽ち二  
 三件を得べし然るに絶へて好個の問題の議に附  
 せらるゝ者なきは如何にも遺憾の極みと謂はざ  
 る可からず、當局者一層之を利用して益々獄務  
 の改善を庶幾する所なかる可からず  
 一、調治簿は囚人の病監に入りたる後始めて作製  
 すべきものと定めたる監獄に在ては當病若くは  
 健康診斷簿の如きものを合綴するを便とする  
 に似たり、尤も本簿の様式に就ては不日其の筋  
 より發布せらるゝに至るべしと聞く、兎に角健  
 康狀況は成るべく合綴して容易に參考に供し得  
 るゝ標爲し置く方可ならむか

の恩に浴するを得べしとの規定に従ふときは忽  
 ち差支を生じ一は主任の意見に依り之を購ふこ  
 とを得べく一は購ふことを得ざるの不權衡を生  
 ずるに至るべし

一、領置金收支の記帳方は極めて綿密に且正確な  
 るを要す、其の購入費目の如何に依り成るべく  
 分載すべし書籍と切手とを合算し一口に記入す  
 るが如きは帳簿記入の當を得たるものに非ず、  
 一見直ちに費目の種類を察することを得べき様  
 記入するは其の本旨と謂ふべきなり、然るに往  
 々此種の記帳方を見るは主任者の不注意と謂は  
 ざる可からず

一、囚人懲罰を執行するに當り往々一定の科罰に  
 擬せむとする者あり、懲罰は誠に其人に對して  
 科罰の程度を異にするに従ひ妙味あるものにし  
 て然るに之を定式に鑄入せむとする者は雷に以  
 て懲罰を活用する能はざるのみならず懲罰の性  
 質を了得せざるものと謂ふべきなり

一、作業日表の一定せられてより以來一枚一囚の  
 方法なるが故に轉役の場合に當ては之を各工場  
 に轉々せしめざる可からず、然るに事實は之に  
 反し各業種に就て一枚を要するが故に一囚兩三  
 枚に涉ることあり、前後作業の關係を了得する  
 能はざるの不便あり且又工錢計算告知等に於て

### ○東京便

協會編輯局内にて 天 生

親愛なる僚友各位  
 一年の歲月流るゝが如くに速かなりとは今更申す  
 迄も無之候得共歲晚の切迫したる今日に於ては如  
 何に小生の無神經とは謂へ今更の如く感に打たれ  
 申候、少年の頃は學校の放課を樂みに歌留多遊び  
 に耽らむとを待望しつゝ、指捷へて空しく他の匆忙  
 なる師走を眺めて暮らせし、年老けたる今日の忙  
 爲りては一年は年と共に速かに感ぜらるゝこそう  
 たてけれ、素と慮心平氣に一年の歲月を觀じ來れ  
 ば歳に春夏秋冬の別はあるなれど新舊の別あるに  
 非ず、除夜と元旦との間に一線を劃し一セコソド  
 の経過前後に依り新舊の別を立つるは如何にも人  
 爲的の所作にあらずや、或歳月を閲して以て一年  
 と爲すは農作上並に計算上に於てこそ建てられた  
 るものなれど亦舊時を追想するの上に於て至大の  
 裨益あるを感せずんばあらず、空々寂々た年月を  
 経過し來つて茲に一區劃に遺ふ、誰かまた切なる  
 千感万緒の爲めに胸を痛めざるものやあらむ、さ  
 れど感概は須く多からしむべし、追想は須く大な  
 らしむべし、爾が上にも感想として胸の張裂くる

計りの想あらしめよ、退想感慨の多大は徒らに往  
 事を悔ゆるの詮なきを曉り茲に一轉して來時の大  
 事に悔改慎重を加ふべきを曉るに至るべきは必然に  
 候、茲に於てか年に新舊の別あるは人心の一轉活  
 達を期する上に於て微妙なる作用を與ふるものと  
 確認致申候

小生の位地より申せば御承知の通り都下に整居罷  
 在る者に有之、繁劇なる監獄遇囚の實務に係はら  
 ざる代りに其の餘裕の身を以て多少斯道に貢献す  
 る所あるべきは吾人の任務とする所に御座候、然  
 るに多少の餘裕ある身こそ却て今日と爲りては罪  
 なれ、研究も餘々涉取り不申歲月を徒消したるの  
 みに有之如何にも慚愧背を濕す次第に御座候、當  
 局の僚友諸君に對し何等の参考に資する事も無之  
 今日と相成候段は深く謝する所に候、併し此點に  
 於て諸兄の歳晩に於ける感慨は小生と大に趣を異  
 にし、固より事、當初の意思成竹と相違ひ各々遺憾  
 なる節は多き事に可有之候得共、兎に角に夫々繁  
 劇なる事務を處辨し終つて今日あるを致し候段は  
 各地の監獄實務家諸君の勞一方ならぬ義と奉拜謝  
 候

者一日たりとも忽にしたる事なく互に勵み勵ま  
 されつ、今日の程度に進みたる次第に候得共尙遺  
 憾なる節ども多々有之殊に其内に就き最も小生の  
 希望とする所は監獄の僚友は上下相通じて今一層  
 常識を發達せしむることに有之候、監獄事務の多  
 端なるは申す迄も無之、是を一々處理して各々其  
 の所を得せしめんとするには各人の富んだる常識  
 に待つより外途無之候、常識を以て斷ずれば迎も  
 斯くあるべき善なしと思ふことさへ往々有之申候  
 へ共こは全く舊慣に泥みしか若くは深き思慮を運  
 さずして輕卒に事を處したるの結果に御座候、衣  
 服飲食款帶勞務等荷くも社會人世日常缺く可から  
 ざるの用務は即ち監獄内の事務に有之、自由意思  
 なき拘禁者を遇するに當りては主婦の如く思慮綿  
 密に氣を配り殆んど其の内事に於ては彼等をして  
 遺憾なき程までに注意周到ならしむるを要し而し  
 尙彼等を教訓啓導する上に於ては嚴父の如く秋  
 霜凜たる威風を以て之に臨まざる可からず、常識  
 は誠に事務をして周到ならしむるの活動力にして  
 且適當に處理するの源泉たり、常識なくんば之を  
 活用するを得ずして終に死用するに至る、其の所  
 謂事務を處するに當り精神を理解せず單に舊慣に  
 泥むで之を墨守するが故に改善の方法を講究する  
 能はざるか如きは即ち是れ主として常識を重んぜ

雜

錄

ざるの弊に坐せずんばあらずと存候  
 改善は進歩を意味す、革新を意味す、沈滞せる空氣  
 には終に改善なる者を見るに能はず、苟も改善の  
 精神を以て事務を探る所の者は自ら活氣躍如とし  
 て動作の上に現はれ、時としては突飛の舉措ある  
 も之を御するに法を以てせば自から駿馬たるを得  
 べき事に可有之、予は此沈鬱なる氣圍の内に斯の  
 如き活潑の士を得むとを望むや最も切なる者に候  
 監獄は一小別天地なり、典獄は則ち其の王たりと  
 に實に能く監獄の性質を説明したる言なりと雖も  
 而かもまた別天地の王を以て自から任じ社會的事  
 情を等閑に附するは極めて不可なりと謂はざる可  
 からず、其地方の社會事情は農商工藝を問はず總  
 へて万般に通じて之を熟知するを要す、是れ實に  
 治獄の方針として且又手段として社會的事情と離  
 る可からざる關係あるが爲めなり予の前段常識を  
 重んぜよとの意は即ちまた是に外ならず候  
 我親愛なる同僚諸君よ、國體せられたる高き塙の  
 内に在る者は外部を見ること能はざるなり、外部  
 を見るが故に往々狹量偏屈の誹あるを免かれ  
 ず、己れあるを知て他あるを知らず、而かもまた  
 自から其事務に熱心なるの利あるに至つては誠に  
 讚美するに堪へたる者ありと雖も監獄を重視する  
 の弊も之に相伴はざるを得ず、監獄は宜く一般行

政の一部として如何なる位地を占むべきやも亦多  
 少之を考量の内に入れざる可からずと信じ申候、  
 一例を擧げて之を申せば監獄官吏の位地と俸給  
 とを高むるが如き、予固より之を大に希望せざる  
 を得ずと雖も政府財政の如何をも之を顧みず徒ら  
 に其聲を大にするが如きは予の甚だ探らざる所に  
 御座候、總へて事は熱心其の度に過ぐるときは却  
 て壞るゝの基と爲るは往々吾人の見る所にして我  
 親愛なる同僚諸君は即ち熱心其の度に過ぎたるも  
 のにあらざるや、宜く冷靜なる思想を以て適當に能  
 く之を判すべかりしに往々軌道を外れて事を主張  
 するの傾なきにあらざる、徒らに自己配當の監獄費  
 を増加して以て其の功を誇らむとするか如きは今  
 の世に在り得べからざる事なれども臨時費の場合  
 に際しては尙之が適例ゆなきに非ざるべきかと相  
 認め申候、此等は則ち熱心に失して監獄經濟の眼  
 目を誤るものと謂ふべく候  
 獨り地方當局者のみならず中央政府の施設に關し  
 ても予の不満を懐くの廉不悞候、模範監獄を建設  
 せざるは其の一、幼年監を建設せざるも亦其一、  
 分房監の建設を見るに至らざるも其一、監獄則改  
 正も其一、此等は中央當局者にして施畫を要すべ  
 く而かも亦何人も認めて異議なき所、唯實行の遲  
 緩なるを遺憾とするのみに御座候

議會も愈々開會、政界の大紛擾局外の地位より傍觀者後、何等の關係なき小生の位地より對準の大災禍とは此事に御坐候、火事騒ぎは如何に著すべしとか、監獄官制の發布迄は切めても思ひ此事とは何となく氣懸りに御坐候。

原君の免因保護事業も追々擴張の域に進み此度は女囚出獄者の保護場を設立せむが爲めに廣く有志者より資金募集の方法として大隈伯の庭園を十一月十九日二十日の兩日借受け菊花經覽券を發賣したりと謂ふ、予は同氏の事業の盛んならむことを希望するは勿論なりと雖も婦人免因の保護法は男子と之を異にし、周旋挨拶料理等特別に之を研究

するを要すべしものと積存偶然に突然大仕事をして之に従事する或は成功するを得むと雖も而かも亦男子の保護に於ける成功を以て一概に論定し得べからざるものあるべしと信じて候鬼に角原氏の事業の追々手廣くなるは誠に祝すべし極に候尙今後とも事業は往らに廣く手は終に廻り兼ねるの域なき様私かに念じ居候。

歳晚の事、何角御匆忙に在らせらるべく、餘り閑話に時を費やし候も如何かと存じ今便は是にて擧仕候、各位何れも方目出度御越年可被遊謹みて茲に清福を祈上候敬具

統 計

明治三十五年十月末日現在全國在監人員表

刑 事 犯 人	刑 事 被 告 人	刑 事 留 置 人	刑 事 被 告 人	刑 事 留 置 人	刑 事 被 告 人	刑 事 留 置 人	刑 事 被 告 人	刑 事 留 置 人
三十五年十月末日	三十五年九月末日	三十四年十月末日	前月ニ比シ	前年ニ比シ	三十五年十月末日	三十五年九月末日	三十四年十月末日	前月ニ比シ
五、二五六	四九、五五一	五〇、二七一	一、七〇五	一、〇八五	八、六一七	八、八四一	八、四九七	一、二〇〇
八、六二七	八、八四一	八、四九七	一、五一一	一、〇八五	二、三三八	二、三三八	二、三三八	一、八七
九、四六六	九、〇六六	八、八三三	四〇	六三				

乳 兒	刑 事 被 告 人	刑 事 留 置 人	刑 事 被 告 人	刑 事 留 置 人
一、一八	一、二六八	一、一八五	一、一八五	一、一八五
六、一七五	一、〇六六	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一
五九、六四三	一、〇一一	五九、八〇三	五三、三三三	一、三三三
				一、三三三

明治三十五年十月末日現在全國在監人員表

山 靜 愛 三 奈 柄 茨 千 群 埼 新 長 兵 神 大 京 醫	梨 岡 知 重 真 木 城 葉 島 玉 湯 崎 庫 川 阪 都 視	刑 事 被 告 人	刑 事 留 置 人	刑 事 被 告 人	刑 事 留 置 人	刑 事 被 告 人	刑 事 留 置 人	刑 事 被 告 人	刑 事 留 置 人	刑 事 被 告 人	刑 事 留 置 人
三、二八六	一、二六八	一、一七	一、八五	四、七五九	四、三四二	一、三三六	一、四五六	一、四五六	一、四五六	一、四五六	一、四五六
一、三三六	一、四五六	三、三	一、二四	一、五五六	一、四五六	一、三三六	一、四五六	一、四五六	一、四五六	一、四五六	一、四五六
三、一三六	八、五五	三、八	一、三一	一、五五六	一、四五六	一、三三六	一、四五六	一、四五六	一、四五六	一、四五六	一、四五六
一、二九九	一、五四	二、九	四、〇	一、五二八	一、五二八	一、二九九	一、五四	一、五四	一、五四	一、五四	一、五四
二、一五一	二、七四	二、七	三、一	二、四九一	二、四九一	二、一五一	二、七四	二、七四	二、七四	二、七四	二、七四
一、一八七	四、〇九	四、五	四、三	一、六四五	一、六四五	一、一八七	四、〇九	四、〇九	四、〇九	四、〇九	四、〇九
八、五五	一、一四	一、〇	二、	九、九七	九、九七	八、五五	一、一四	一、一四	一、一四	一、一四	一、一四
一、一三六	一、七三	一、四	一、	一、三三〇	一、三三〇	一、一三六	一、七三	一、七三	一、七三	一、七三	一、七三
一、二五九	一、四四	二、	一、	一、四一九	一、四一九	一、二五九	一、四四	一、四四	一、四四	一、四四	一、四四
九、三三	二、〇一	一、	三、	一、一五八	一、一五八	九、三三	二、〇一	二、〇一	二、〇一	二、〇一	二、〇一
一、〇九一	二、四五	一、	一、	一、三六三	一、三六三	一、〇九一	二、四五	二、四五	二、四五	二、四五	二、四五
八三八	一、二四	二、	二、	九、七四	九、七四	八三八	一、二四	一、二四	一、二四	一、二四	一、二四
五、六二	三、九	二、	二、	六、〇五	六、〇五	五、六二	三、九	三、九	三、九	三、九	三、九
九、九四	七、七	一、	一、	一、〇八二	一、〇八二	九、九四	七、七	七、七	七、七	七、七	七、七
一、九五	三、五六	一、	一、	一、二六八	一、二六八	一、九五	三、五六	三、五六	三、五六	三、五六	三、五六
九、七〇	二、〇六	一、	一、	一、三六四	一、三六四	九、七〇	二、〇六	二、〇六	二、〇六	二、〇六	二、〇六
五〇二	四、七	一、	一、	一、一九七	一、一九七	五〇二	四、七	四、七	四、七	四、七	四、七



伊藤	男	一
丁	男	一
伊	男	一
利	男	一
太	男	一
計	男	五

明治三十五年十月末日現在全國囚人刑名表

刑名	計		前月ニ比較	
	本年九月末日現在	前月ニ比較	増	減
無期徒刑	一、〇六四	六八	一、一三二	二二
有期徒	三、一三七	二七六	三、五一一	一
有期利	一、〇六一	六八	一、一三二	二二
無期利	三、一三七	二七六	三、五一一	一
重懲	三、一八五	二九六	三、四八一	三
輕懲	二、〇五二	三六	二、〇八八	三六
重懲	五、六一八	一三八	五、七五六	一七
輕懲	九、六五七	三五七	一〇、〇一四	三五
重懲	五、六七七	三〇六	五、九七七	三〇
輕懲	一〇、七一一	一二八	一一、五四一	四二
重懲	一、二六六	一七八	一、三九四	一〇
輕懲	三、四九八〇	一、七九〇	三、六七七〇	一八〇

刑名	計		前月ニ比較	
	本年九月末日現在	前月ニ比較	増	減
三	三〇	一	三一	一
一	六六	二	六八	二
六	二四九	一三	二六二	一三
一	六九四	五〇	七四四	五〇
六	一、〇三九	六六	一一〇五	六九
一	八〇五	一九一	九九六	三七
六	一九、二五八	二、二七八	二一、五三六	二二八
一	二八、七三二	九九八	二九、七三〇	九九
合	四七、九八〇	三、二七六	五一、二五六	三四四

明治三十五年十月分七訴人員

管轄内院	訴人員	前月ニ比較
東京	三六	三六
大阪	一〇三	一〇三
長崎	一七	一七
名古屋	六	六
宮城	一〇	一〇
廣島	六	六
計	一六八	一六八

編輯員	二	六	八	一三	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇
-----	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

×印は滞獄數月に亘り押送未済の者なり

### 批 評

## ○刑法改正案の二眼目

小河滋二郎氏著 明法堂發行

本書は前編を刑の執行猶豫に對する駁論とし後編を死刑廢止論とす所謂二眼目を掲記して茲に評論を加へ意見を詳悉したるものなり我國刑事學專攻の著者にして此好問題を捉ひ來て巧に騁弄するの状恰も老猫の鼠兒を搦むて之を空に弄するに似たり、檣縦自在四面縱橫に深く傷痕を痕し終に死の宣告を與ふ條理整然毫も感情に偏せず寧ろ穩健者實の筆を揮て之に臨む故に博覽旁搜、議論的確、整々堂々の陣を張て敵壘を壓するの概あり、字々皆生氣を帶びて紙面の外に活躍し、一讀案を拍て快哉を喚ぶを禁ぜざらしむ、世若し眞に刑事問題の研究するの篤志者ありと云はば必ずや本書の意見に同せざるを得ざるべく殆ど之が駁論を試むるの餘地なかるべきを信ず、久しい哉刑法改正の舉

あるや、再三再四之を核訂し終つて漸く此の不備の法典を編纂す、罪、先登の法典調査委員に在り、一委員たる氏に聴くことなくして漫に法理想を弄び刑事政策として毫も顧みる所なき者滔々として皆是、監獄は刑の執行場にして立法の當否其の意見を徴すべかりしに事茲に出でず、偶々以て此論に遭ふ、宜ならずとせむや、予は實に衷心世の以て法學者と稱ふる者の如何に空論を弄して一時を曠化し其實法治の眞意を解せざるかを怪ますんはあらず少くとも刑事政策の如何は彼等の腦中に缺乏する所にして此輩の者に立法の重責を負はしむるの甚だ危険なるを感ず、著者一たび委員と爲つて立法事業に參與す、思ふに著者の意見は必ずして再び之を世に問ふ、世俗或は能く之を容る、や否や大に疑なきを得ずと雖も著者の責任は一個の刑事學者として若くは監獄當局者として十分に之を盡したるものと謂ふべく事の成否は以て著書

批

評

(一六)

を輕重するに足らず、他日若し眞に具眼の士の在るありて刑法改正案審議の當時本書の如き意見の發表せられたることを知らしむれば著者は之を以て満足せざるを得ず

殊に刑の執行猶豫に對する法制の非難に至ては頗る痛快を覺ゆ、一々立法上の缺點を指摘して毫も假借する所なく言悉く肯綮に中る、予は最後に追つて何等の成算ありしやを疑ふに至れり假に施行の方法は別問題とするも尠なくとも其の標榜せられたる理由に於て支離滅裂たるを免かれざるなり、改正案參考書起草者は曰く監獄は多く是犯罪研究學院たるに過ぎずして一日入監せば一日犯罪術を講究す罰する必要な犯人に刑を執行せしむるは更に眞教師の指導の下に其犯罪術を巧妙ならしむるに外ならず(四三、四四頁)罰金を付き此執行猶豫の法制を認めさりしは罰金を言渡されたる者は監獄に出入すること無きを以て監獄に於て犯行の習性を養成する虞なく從て因りて自暴自棄の念を發し遂に罪を累犯するに至る如き結果を生ずる憂なきを以てなり(四五頁)と

して監獄改善を促成せしめむとするは或は可なりと雖も、責任ある政府の口よりして公然明白に監獄を犯罪研究所と謂つて憚らざるの大膽に至ては予實に呆然たらざるを得ず否寧ろ説明者の思想幼稚なるを憐殺せずんばならず、政府若し眞に監獄を犯罪研究所と爲さば何ぞ進んで監獄改善策を講究せざる監獄新營の爲めには年々三十萬圓を費すも未だ曾て一の完全なる分房監の建設あるを見ず一面に好むて雜居制の所謂犯罪研究所を默認若くは公認しつゝ、執行猶豫の理由として之を標榜する、是れ豈自家の責任を暴露するものに非ずや好し今日經費の爲めに遽かに監獄新營を斷行する能はずとならば執行猶豫の制を一步進めて豫防は救治に勝るとの原則に従ひ何ぞ犯罪豫防法を講究せざる、執行猶豫は寔に立法者の認めて以て社會秩序の維持上必要の範圍を超へて刑を執行するの不利なるを曉りたるに因る、知らず國家は犯罪豫防上必要なる手段を盡くさずして、罪を犯したる者ありたる後始めて刑を執行するを不利とし猶豫制を設くるは果して何等の利する所なりや、感化院貧民學校職業場等の設備なくして刑の執行猶豫のみを施さむとするの愚は我輩之を今日我國新進立法者の思想として橫流する者あるを悲しむ

然りと雖も予は絕對に行刑猶豫の制を否認するものには非ざると誠に著者と感同せず單に監獄を以て犯罪研究所なりと爲して行刑猶豫の制を主張せむとする者あるに當ては予之を非難せざるを得ず今日の監獄は實に立法者の謂ふが如く事實犯罪學院たるを免かれざるにせよ理由としては極めて薄弱にして著者の謂ふが如く眞に完全なる組織を具備せる監獄を有し其執行に由て犯罪累犯に陷るの弊を杜絶し得るの見込確乎なりとならば行刑猶豫は終之に適用すること能はずと云ふに歸着せざるを得ざるべし(刑法改正案の二眼目二十二頁)斯の如き駁論に遭ふも立法者は何を以て自説を主張せむと欲するかは是れ實に他に大に探るべきの理由あるを知らずして漫に世俗の雷同に従ひ唯一に監獄を以て犯罪學院と爲すの口調を襲用するたるの罪に坐するのみ、亦以て刑事政策上の智識を徵すべきのみ

を得ず岡田博士の曾て大陽第八卷第十一號に論せられたる要旨に曰く行刑猶豫其物と施行の方法とは別問題なり、施行の方法如何を以て直に行刑猶豫の法理を非難する能はず殊に況んや彼に於て成績を収めたるもの我何ぞ成績を見る能はずと謂ふを得むや、我に於ても亦監察官吏を置けば事既に足る(予の記慮に係る)是れ實に駁論としては何等の價値なきものなり想ふに博士の能く之を熟讀せざるの暇を有せざりしのみ、行刑猶豫の爲めに犯罪を減少する能はずとせば畢竟法理何かあるらむ、同一の分量と性質との滋養食料を二個の肉身に給するも必ずしも同一の成分を攝取するもの非ず一國の成典たる刑法は既に純理に依つて編成さるべきに非ず各々固有の國情に鑑みる所あるべきは勿論なりとすれば今日直ちに廣く一般に適用するの早計に失するを憂へずんばあらず

監察官吏は實に本法施行の神髓たり、予未だ曾て之に關して立法者の意思の存する所を問かずと雖も若し本法を適用するに際しては切めて監察官吏なる一の機關を設置されんことを希望せざるを得ず、固より立法者豫期の成績を得るや否やは大に疑ふに足るべしと雖も無きに優るは予之れを斷言して憚らず

有名なる佛蘭西の一記者オザナム(OZANAM)氏

曰く貧弱者を保護する最良手段の一は即ち之を指導するの實賜(Trancho de la direction)を彼等に與ふるに在りと是れ疑もなく眞理を表白するものと謂ふべきなり獨り貧弱者のみならず不其幼年者及習慣者に對しても常に持續的に忠言を與へて之を諫告指導するは彼等をして自助の感念を發揚せしめ同情に依て鼓舞激勵せられ終に獨立の民と爲つて生存場裡に立つを得べきこと徒らに金錢を惠與して彼等に扶助を與ふるが如き拙策は眞に今日扶助の方法として非難せらるる所に屬す此原理は實際公私の慈善團體に適用せられ其の成績頗る良好なるものあり

例へば獨逸の都府殊に「エルベルフエルト」「ハンブルヒ」「ライプツヒ」「柏林」「ケルン」等の地方に於て貧民を減少し貧弱者の内に謹嚴節約自立の思想を涵養し家族的責任を重んずるに至らしめたるは全く指導の方法宜しきを得たるに依らずんばあらず即ち獨逸國に於ける方法としては先づ救助を要すべき個人を登録し名望ある市民の監督の下に置き其市族は時に訪問し或は救護の方法を講ずるの相談役と爲つて勞を採る、其の時期は個人に依り各々異にし必ずしも一家族のみならず時に或は數家族を保護することありと謂ふ訪問員なる者は即ち各市行政の機關として存在し半は行政官半は

名譽職たるの資格を有するものなり索遑に於ても亦私生兒及孤兒に對しては斯の如き方法を採用せり

免因保護會社殊に英國及瑞西に於けるものは有給若くは無給の役員を置き職業周旋の勞を採り金錢を惠與せずして直接間接に保護の方法を與ふることに更に前者と異なるなし

不其幼年者の場合に際しては最も能く之が活動を見るべき所のものにして其の成績の頗る顯著なるものあるは讀者の殆く知る所なり「マサチュエツセツ」に於ては其の初め千八百七十九年に於て監査委員なるものを組織し不其幼年者を處分すべき各裁判所に附屬せしめたり不其幼年者は法律上該委員の監督の下に置かれ委員は若し未其幼年者を自家に送るに至當と思考するときは自家に止まらしめ或は感化院に送付するの職權を有するものにして一年若くは數箇月間絶へず之を監査するの組織なりとす然るに今日に於ては廣く一般丁年者殊に酒醒者及密賣淫等に對しても之を適用せられ好成绩を顯はす所なりとす

不其幼年者に對するの監査官吏は成年者に對するものと之を異にすとも雖も兩者共に裁判所若くは裁判官の任命する所にして純然たる官吏に非ず縱令ひまた警察權を有すとは雖も警察官吏と之を異に

せざる可からず是れ實に該制度の必要なる點とす

「マサッチューセッツ」に於ては監査官吏の附屬したる裁判所約七拾ありて毎年丁年者五千人以上は其監督の下に屬する者とす之が監督の方法に就ては頗る廣大の職權を有し勞銀の蒐集兒童依託(他は家庭に依託)等をも包含す毎年一年間一人の監査官吏は平均四千弗を支出するの割合にして是れ皆其子弟教育の任を怠りたる家族の負擔に歸すべきものにして監査官吏は之をも亦徴收するの任を負ふ其の他また裁判所の爲めに秘密探偵を爲し犯人の行狀及罪質に關し詳細に探査するの職責を有し或はまた罰金徴收の任に當るものとす

茲に最も注意すべきは浮浪者及乞丐の徒なりとす彼等の多くは勞働を厭忌するの徒なるを以て多くは監査官吏に交付せず別に勞働を強制する所の勞役場に送付するものとす是れ實に今日歐米各國に於て採る所の方法なり

英國の執行猶豫は米國と其實質を異にし別に監査官吏なるものを置かず然れども近年識者の間に此必要なる制度は承認せられ既に昨年發布の幼年犯罪條例なるものに於て此の精神を採用せり即ち第四條に曰く

治安裁判所 (Court of Summary Jurisdiction)

は兒童若くは若年者を刑事事件の爲め審問するの必要あるときは希望者あるときに限り(幼兒に宗教的感念を興ふべき正當の關係を有する者)之を其事落落著監獄に送付せずして適當の保護者監督の下に置くことを得と獨逸に於ても亦「ミツタルマイケル」氏(Evolf essor Wolfgangmitheimer)の如きは監査官吏の必要を承認し各國共に斯の如き組織を見んことを希望せり

上來陳述するが如く予は實に監査官吏の効績を確認するものにして漸次此制は歐州各國に傳播するに至るべきを信ぜずんばあらず然れども亦我國に於て之を模倣すとも果して同一の成果を得るや否やは予の頗る疑を抱く所なり流石は著者此點に於て炯眼にも看破し説明を加へ最後に止むなくんば之を未丁年者に適用せよと勸告するに至て予は實に滿腔の同情を表せざるを得ず

其の他未決の犯罪傳播の虞あること勞役場の非難我國裁判の方法に對する非難若くは法文の不備等一々寔に傾聴するに値す、殊に最後の犯罪は刑の峻嚴に依て之を防遏するを得るものに非ず其の的確なるに依て彼不具の徒を警戒するに足るとの意思を十分に發表し執行猶豫の制一たび唱へられて或は犯罪荷免の徒を増加するに至るを免かれずと

批

斷じたるは實に能く刑の本質を説明したるものにして此思想は往々立法者の間に誤解せられ(古來徒らに刑の過重を來したるの實例あるを見る)たるのみならず法律家の間に於ても亦此迷想を抱くもの甚ならず此の意思は死刑論に就ても公然若くは暗黙に認識せらるゝを得べく亦以て著者の刑事思想に對する觀念の根柢を見るを得べく全編を通じて穩健着實の思想彷彿の間に認むるを得べきなり

(別天生妄批)

○東京日日新聞批評

十二月十六日所載

○刑法改正案の二大眼目 小河滋二郎氏著

此書我刑法改正案中の第一要義たる刑の執行猶豫に關する規定の粗案にして學理及實用に適はざるを示し及び法理政義並に人道土より死刑の廢止せざる可からざる所以を詳にし刑法改正案起草者此斷に出てず學者有識者皆冷々之を等閑視するを咎

め歐米古今の學說世界法制の沿革及最近の理論實用等推論考證死刑を存するの有害にして無益なる所以を明かにす加之其職に在りて親しく感知したる所のものを列舉す議論堂々意氣人を壓す深理を腹心に懷き熱誠肺腑より迸る詢とに近時得がたきの大文字なり

蓋し刑の執行猶豫は形式的理義を正すの必要なく只に運用の妙を求むべきのみ米國の考査官英國の「ジャスタスオフレース」の如きもの先づ存し然る後に其法を設くるに於て初めに其効果を收むべく考査監督の機關なきの國に於て之を行ふ其弊や大ならざるへからず且之を行ふ主として未成年者婦女等最も其効果あるものを探ふと同時に拘留罰金等罪狀輕き者に適用して最も其妙を味ふべきなり

我起草者の生香活剝の病、此に思ひ到らざる洵に憾むへし特に政府の説明する所を聞くに監獄は犯罪指南處なり可及的獄に投せざるに若かすと云ふを以て唯一の理由となすに至りては言語道斷なり我監獄果して犯罪指南所なるか予は其然らざるを信せんと思ふも監獄に對して責任を負ふ所の司法大臣以下諸官吏にして此言を爲すあらは誰か其奇怪に驚かさざるものあらんや彼等をして此書を一讀せしめは恐くは報然愧且悟るものあるへし又死刑廢

止は天下の大問題なり其學理及び實用上の事一に小河氏の所説の如し只に文明と曰ひ人道と曰ふ多くは外面を装ふの假托にして平和慈仁未だ期すべからず乃ち各國相競ふて殺人器械を製造し之に名くるに軍備擴張を以てし平和の保證の外ならざるを爲す一國他國を殺戮するの必要ある時に當り一國一個人を殺戮するの必要なしと云ふ決して俗人の承容する所にあらずるべし且我國死刑の執行の甚だ多きは一方より之を見れば法を用ゆるの證を得べきを得へきもの他の一方より之を見れば則ち證するを得へきものなからしむるの後に其刑存するも其罪を犯すものなからしむるの後に於て之を廢止するの優れるに若かんや此書の末尾に於て若し已を得ずんば死刑の範圍を縮少し其手續を鄭重にして其濫用を防止せんと欲するの案件は最も今日の事情に適するものなるべし然りと雖も小河氏の心理上法政上及び司法上より研究し來れる論據を以て援くべからず其利害得失亦た一々明白諸を掌に指すか如きものあり蓋し死刑は古代の内亂(民族争鬪)及び仇討の遺形を留むるものなり近代學者猶ほ或は重罪を死に處するを以て國の基礎を維持する所以と爲し或は人を殺すものは死に處せざるべからざるを云ふ皆様に依りて胡蘆を畫くの言のみ故に今日の要は刑の權衡上此の

極刑を存するの必要あるや及び司法機關の進歩監獄設備の發達に依り死刑を廢止して自由刑を以て之に代ふも以て事に害なきの實を擧ぐるを得るや否やを詳にせざるべからざるなり抑も死刑の遂に廢止せざるべからざるや論なし只に小河氏の高論卓説の容易に世俗に解せられざるを云ふのみ  
(一社員批評)

○每日新聞批評 十二月十六日所載

○刑法改正案の二眼目 (監獄事務官小河滋二郎) (氏著神田明法堂發行)

刑法改正案一六六議會に出で、議會と法曹社會と議論の花を咲かせしに議會と共に法案理られて復た之を言ふもの殆んどなし小河氏は多年司獄官の地位に在りて學理と經驗と兼ね有するの人なり乃ち刑法改正案中に就て「刑の執行猶豫」と「死刑」の二問題を捉へ評論の筆を逞ふせり、刑の執行猶豫に就ては氏は改正案に反對を表し死刑問題に對しては改正案か之を輕々看過したることを難じ死刑廢止論を主張して筆端殆ど火あるの觀あり、大に吾人の意を得たるものなり、今や刑法案再び第十七議會に提出せらるゝに當りて此の好著の出版ありしこと、時の宜を得たるものと云ふべきなり (正價金五十錢)

雜報

○刑事被告人を選擧權行使の爲めに監禁せしむ可からず

兼て本紙にも記したる如く刑事被告人を選擧權行使の爲めに豫審判事の承諾を経て監禁せしめたるの事實は端なく當局者の問題と爲り此程終に省議決定の上監禁せしむ可からざる旨を通牒せりと謂ふ、如何に刑事被告人とは謂へ現に其の身拘禁中に在る已上は典獄の責任として現實に一定の監獄内に拘束せざるを得ず、拘禁は事實なり監獄内に拘束せしめむとする時は刑事訴訟法の規定に従ひ保釋責付若くは無罪出監せしむるの外、一時たりとも出監せしむべきに非ず尤も裁判所押送は素と裁判審理の爲め拘留したるものなるを以て此等は論外とし其の他に向ては相當職權を有する者の法式に従ひたる指揮書あるに非ざれば出監せしむるを得ざるなり、今此事實に就て見るに議員選舉の爲めに監禁せしむるが如きは單に豫審判事の承諾を経たりと謂ふと雖も此場合に於ける承諾は何等の意義を有せず法式の出監指揮書を交付すれば

○監獄出納官吏身元保證金に就て

出納官吏身元保證金は會計法改正の結果身元保證金を徴せざることに訓令せられたり、殊に歳入歳出外現金出納官吏の監督に就ては一層注意するの必要あるべし、從來既に身元保證金を徴しつゝあるにも拘はらず不都合を生じたるの實例あるを以て此點に就ては各監一層監督を密にし監獄部内に斯る汚濁の行爲なからしめんことを望む

○瘋癲囚の取扱

今日瘋癲囚の取扱に就て監獄の設備上不備なるものあるは勿論なれども而かも亦當局者の精神病者に遇するの方法に於て當を得ざるものあり例へば精神病者を其儘分房監に拘禁するが如きは是なりとす躁狂性に非ざる精神病者を分房監に拘禁すべき所らざるは多少過囚の法を得ずる者の知るべき所

醫治上若くは取締上若し分房拘禁の者に此種の者を發見せば速かに雜居拘禁に附せざる可からず、此の注意を怠りたるが爲めに終に精神病の結果監死を企てたるの實例ありたり、予は何故に精神病者と知りつゝも之を依然分房拘禁したるかを怪み終に之が爲めに縊死を遂げしむるに至らしめたるを悲しまずんばあらず

○領置金收受簿の解釋に就て

監獄に依り領置金收受簿は獨り携者金のみ記入する向もあれど右は差入等に係る者總へてを記入すへき筈にして唯他のものを以て證印せしむるも差支なしとの趣旨に過ぎず一旦收受したる者は全部記入するの精神なりと謂ふ、右は往々解釋を異にする向もあれば參考の爲め茲に掲ぐ

○監視引受の照會に就て

各監獄に於ては一般に監視附加刑ある者に就て身元引受人の有無を照會するを先例とし甚しきに至ては一家の戸主となりて其妻子の住居しつゝある者なるにも拘はらず身元引受承諾の有無さへ照會する向あり、既に刑法附則に依り一定の住所ある者に對しては敢て身元引受の如何を調査するに及ばざる者とす尤も出獄善後の計を立てしむる上に於ての調査として或は必要ならむも、必ずしも一

定の住所ある者に對しては引受を承諾せざるにもせよ、出獄せしめざる可からず、此邊に就ての誤解多き様見受けらるれば一應老婆心までにて

○監獄官吏身分帳在監人員日表

病床日誌教誨原簿等の發布

官吏身分帳在監人員監督日表書信簿接見簿情願簿病床日誌患者日表教誨原簿就學者人名簿就學者出監人名簿等は明年一月一日より施行するを便とし近々發布せらるべきやに聞及べり

○囚人懲罰執行に就て

囚人の犯則處分を恰も刑法の科罰に對するが如き感心を以て取扱ふ向あり、例へば或犯則に對しては常に一樣の懲罰に付せむとし、二の犯則處分ある時は重きに從て處分すと言渡すが如き是なり懲罰は平常の行跡及犯則の輕重等に顧みて一種の行罰は平常の行跡及び犯則の輕重等と期せず否寧ろ一樣なりたりとも必ずしも一樣なるを期せず否寧ろ一樣なりとざるこそ懲罰の性質なれ、二以上の犯則ありたりとざる重きに從て處分すと言渡すが如き即ち此性質を誤解するものにして一犯則に必ず一の懲罰を加ふべしとの妥當ならざるが如く重きに從て處分するも亦穩當ならず、又或犯則に對し懲罰執行中他の犯則ありたる場合に於ては之を繼續執行する

も別に差支なしと雖も唯監獄規則規定の範圍を脱せざるを要す

○未丁年囚の教育に就て

監獄内の教育は學齡兒童に在る者に對しては強制教育の側より是非其所定の教育を授けざる可からざるは勿論なりと雖も既に學齡を經過したる所謂未丁年囚に對しては其の未だ曾て終學したることなき者若くは極めて初學者の者に對し單に學業を授くるは敢て答むべきに非ず、寧ろ此邊の注意あるべきは相當なりと雖も既に多少の教育を受けたる者に對しては専ら自修の方法に依り看讀書籍の範圍をして擴充ならしむるを要す、教育は僅かに犯罪豫防の上に効果あるべきは事實なりと雖も教育を以て萬能の如く思惟し一に教育主義に依り彼等を感化せしめむとするは是れ既に行刑の範圍を脱したるものと謂はざる可からず、亦事實授學は繙椽の間白素の思想に在る者をして漸次訓誨啓發するの効はありと雖も既に罪惡に沈淪したる匪徒に對しては左程の効あるべきに非ず、故に未丁年囚に對して平均一日一時間位の授學或は相當ならむと雖も例へば一日三時間の授學を施すことありとせば教育を過重視したるものと謂ふべきなり、兎に角監獄内に於ける教育を以て唯、一の補修的

手段とし初等の教育を授くるのみに止まらしむべきのみ、天晴れ之に依て智徳を養成せんとするは僻が事と謂ふべきなり(別天生)

○司獄官會議に就て

多くの司獄官會議に於ては單に囚人行狀調査のみに止まり其他の事項に就て議決したる者極めて尠なきもの、如し囚人の行狀調査固より重要なりと雖も今少く形式に過らず能く個人的關係を知得して肯綮を得る様爲したきは萬々の希望にて殊に囚人六七百を拘禁する場合に在ては必ずしも舊來の調査期なるものを襲用せず常に五六百囚を腦中に置き便宜之が過囚の方法に就て活用するの工夫を運らざんことを望む、行狀調査は別問題とするも其他の事項に就き斯くも議決すべき廉なきは頗る怪しむに足るべし結局目の外に在る者は心の外なりとの西諺の如く餘り觀察を遂げざる結果と思はる相當の思想を以て監内を一巡すれば必ず何等かの發物あるべし、刀筆の吏と爲つて簿書堆裡に隠れては何等の工夫も付かざるなり、予は今一層上等司獄官の監内の事情と親密ならむことを望み常に新奇なる改良案は此議題より得らるゝに至らむことを祈る

○病監房及懲罰房前の揭示板

病監房には病名、入房の日懲罰房には其事件の大小及懲罰の種類時限等を記入せられたるものなり各監多くは此様を備ふれども問々のが記入さへもなき個所もあれば茲に一言しぬ

○優遇は非なり

往々個人的待遇の趣旨を誤解して曩に官吏たるの身分あるが爲めに特に括杖及蒲團を増給する向ありと謂ふ、苟も保健上必要ならば何人に對しても亦斯る變例を用ゐざる可からざるは勿論なりと雖も官吏たるが爲めに特に優遇を加ふるは非なり個人的待遇とは即ち其人の體質年齢罪質犯情等に對して處遇を異にすべしと雖も官吏と非官吏とを區分して特に被服食糧等に於て優劣の待遇を與ふるは誤解と謂ふべきなり、また現に或監獄に於ては前代士士の入監者に對し神徑衰弱の適藥として與奮劑即ち赤酒を給したることもありたり之を以て必ずしも咎むべきには非ずと雖も前同様の病者あるにも拘はらず獨り當該囚に限り給與したるの實例は少しく疑傍の感なき能はず、予は個人的遇因の趣旨を誤解して相當身分を有する者に對しては多少の優遇を與ふべきものなりとの感念にあらざるを疑ふ、刑の前に對しては貧賤貧富を問はず、行刑は何處迄も公平ならむことを要す、公平とは

均一に苦痛を感じしむるを謂ふ、均一は各人必ずしも同一と謂ふにはあらず、待遇を異にすべきや勿論なりと雖も此均一に刑を執行するの旨趣を得しめて始めて遇因の衡に當らば庶幾くは以て誤なきに近からんか

○統計小票に就て

(接第十五卷第九號)

統計原票の記入は即ち單位の觀察にして統計の要素なるを以て之れに就ては當局主任者の慎重の注意と熱心とに待つにあらざれば事の真相を檢査する能はざるは屢々説述したる處にして計査も亦期限に迫つて速成を計らん欲し省略主義に之を運用するときは却て實相を集計し得ざるのみならず之を反復するにあらざれば正確を期するの難く時に尙或は故意に加除補修を施し漸く首尾を貫徹せしむるとは往々耳にする處なり此の故意に數字を加除増減するは畢竟平素小票の不整理を表はすものにして自から欺き又人を誤らしめ統計海に所謂統計の罪人たる所爲にして其害や人をして統計なきの優れるに若かざるを感せしむ故に計査は必ず秩序的に之を行ふにあらざれば事實を集計し得ざると明にして現に歐美諸國に於ては専ら電氣計算機を用ひ迅速と正確とを期すと然りと雖と

も小票の計算は機械的の業務なるを以て婦女子女は小兒と雖も正確を保つとを得べきも記入事項の検査誤肥脱漏重複不明等に就きと分類と補助者の能くする處にあらざるを以て主任者自ら之を擔當するとを要す然らざれば異種類の分子を混同し爲めに統計の精神を没却せしむればなり之特に主任者に向て注意を請はざるを得ざる處なり府縣の報告に係る明治三十四年の統計を觀るに監獄統計小票の實施後日向淺きに拘らす前年に比し見るべきもの尠なからざるは監獄統計の進歩の端緒として聊か誇るに足るものならんか然りと雖も之れ只大體の觀察に過ぎず巨細に之を評論し又忌憚なく感想を披露せしめは蓋し批難の熱意なからざるものあり就中大に當事者に向て注意を請はざるを得ざるは統計事務に關する注意の極めて冷かなるとを統計上に徴して往々發見す之れ他なし統計上主任者の注意すべき要項の本誌上に屢掲載せらるゝに拘らず雲烟霞眼視し以て其誤を再三反復し爲めに訂正或は注意を受くるに至るものあり特に甚しきは大臣より指示せられたる事項すら尙之を實行せざるか爲め同一事項の指示を重ねて受くるに至るは要するに當事者の其擔任事務に對する熱心の程度如何を了するに足る此の如き現況を以て推惟すれば統計の革新果して何れの日か

期するを得ん 監獄報告例と小票記入例 府縣の統計に徴すれば監獄報告例中囚人の身上に關する諸表と統計小票の記入例とは何等の關聯なきものゝ如く思惟する者あるか如し又假令然らずとなすも此く推斷せざるを得ざるの結果を表はすものあり之れ畢竟當事者の研究の未熟なるに職由せずんばあらず由來統計小票は報告例諸表に胚胎するとは喋々を要せざる處にして此の諸表の説明は擧げて統計小票の記入例に詳説すると稀するも不可なし即ち小票の各項は必ず報告例の一表を繰成する原素なるか故に表毎に之に關する小票の記入例とを對照研究せば其表の精神を了解し得べし然るに表の精神を究めず漫りに記入をなす粗漏杜撰に陥るは火を賭るより明にして到底統計の統一正鵠を期するを得ざるは勿論別天生をして統計なるものは信を措くに足らず不信用の統計は寧ろ害あつて利なしと絶叫せしむるに至るも敢て辭なかるべし(本誌第十五卷第五號參照)然れども別天生は三十三年の統計年報を評するに小票を引用せり小票は三十四年以降の實施に係り其間何等の關係なし尤も小票の記入方に就ては創業の際にして多少の誤解異式の取扱等は所謂經驗時期に究かるべからざる出來事と稱すべし然れども當局者は勉めて監督を加へ

完成を期しつゝあり地方當事者も亦能く此の酷評に鑑み勉めて正鵠の資料に擧げられんとを切望す。在監人の病監(休養)患者小票 本月二日司法省訓令第三號を以て規定せられたる疾患小票は、愈明治三十六年一月より調製するととなり、原來疾患小票は疾病ありと認めたる患者全體に之を施すと、は最も必要にして又然らざれば完全の疾患統計を得ると難し、而して此の二種の疾患を指定せられたるは二種に限定せられたるにあらざる要するに多數の疾患者を有する府縣の便宜を(主として吏員の増加を要せる點に就き)計られたるに外ならざるべし、故に在監人の少數なる府縣にありては患者全體に此の小票を用ゆるとは重複の弊を防ぎ取扱上大に便益ならんと思考す、何となれば此の二種の疾患に限るとせば勢輕症患者に對しては別に帳簿を設け、轉歸毎に病名身分投藥の初日轉歸の日を記入し、尙醫病日數を通算して各別に記入し置かざるを得ず、而して集計の際病名別並に身分別に人員及延日數を拾集せざるべからず、此の帳簿より拾集すると統計上最も誤謬を惹起す、基因にして統計上の最も思む處なればなり、又帳簿となすも小票に記入するも其手數を要する點に於ては敢て差等なきを以て寧ろ製表の際計査に便益なる小票となすに若かさるなり (未完) (和田生)

### ○十一月茶話例會

客月十五日例會を本會に催ふしぬ當日は比較的來會者として監獄學校の生徒尠なりしは遺憾の極みなり、第一席に神野典獄の巡回所見と題して所見は姑く後日に譲らむとの責任を巧みに遣れ、興味ある逃走事故を演ぜられたり次に平野參事官は主任の特赦に就て精細に述べられ終つて討論題階級制施行の可否に移り約二時間程互に論戰火花を散らし來會者の趣きにも拘はらず熾んに修羅の卷を演じたり此の問題の興味深きに依るか兎に角學核生徒の勇んで研究に盡したるの勢は想ふべしと雖も亦頗る内には誤解を來したる向もありたり流石は一時火光閃々たりしも坐長石澤翁の采配にて無事に残り惜しくも御預りとなりしこそ面白けれ最後に小河副會頭の之に對する講演ありたり何れも本誌論說欄に掲げれば參考せらるべし散會したるは午後五時なりき

當日出席したる氏名左の如し  
山崎 清太郎 渡邊 武太 大渡 市太郎  
向本月第三土曜日の例會には山上真木兩事務官の巡回談あるべき筈なれば至極面白き節も多かるべしことと思はる、其の速記は明年の初刷として掲載すべし

### ○十一月中特赦人名

木下 緇龍	香川 又二郎	三輪 榮太郎	内田 駒太郎	長平 上野山熊四郎
高窪 惣藏	宮崎 德安	永吉 鹿太郎	園田 實光	小林 鎌三郎
石島 興	松本 喜十郎	青木 七太郎	永野 省三	堀 正浩
松井 教意	山崎 政義	渡邊 順次郎	宮原 定吉	齋藤 龜市
岸川 萬太郎	北村 源治郎	杉浦 覺龍	岡田 照智	伊勢谷常三郎
田中 肅郎	時山 直次郎	杉原 磯楠	桐野 利義	山本 重喜
田中 義治	富田 良吉	長久保 源三	堀内 久保	金澤 公炳
丸山 信之	早川 享	阪 本 存	和田 千松郎	逸見 祐之助
柳井 善行	佐々木 懷之	下野 了政	豐野 胤珍	千頭 正澄
余語 勝忠	研野 熊次郎	本井 虎雄	留岡 幸助	小河 滋次郎
				平野 猷太郎

### 報

上申官廳	特赦放免	月日	勅裁月日	賞表	服役年月	特赦理由	罪名	刑名	刑期	氏名
------	------	----	------	----	------	------	----	----	----	----

秋田縣典獄	一一〇一五	一一〇一	二四年余	改後ノ狀顯著刑情調露	嬰兒放殺	重懲役九年	今野 典憲兵衛	放	火	重懲役九年	戸上 幸三郎
大分縣典獄	一一〇一五	一一〇一	二六年余					放	火	重懲役九年	戸上 幸三郎
北海道集治監典獄	一一〇二二	一一〇一	三三年余					放	火	重懲役九年	戸上 幸三郎
東京集治監典獄	一一〇三〇	一一〇二七	二六年余					謀	殺	重懲役十一年	北野 佐重
廣島縣典獄	一一〇二五	一一〇二二	二五年余					謀	殺	重懲役九年	吉原 三三郎
全	全	全	二四年余					謀	殺	重懲役九年	吉原 三三郎
全	全	全	三五年余					謀	殺	重懲役九年	吉原 三三郎
全	全	全	二四年余					謀	殺	重懲役九年	吉原 三三郎
鹿兒島縣典獄	一一〇二八	一一〇二二	二四年余					謀	殺	重懲役九年	吉原 三三郎
北海集治監典獄	一一〇三〇	一一〇二二	三一年余					謀	殺	重懲役九年	吉原 三三郎

栃木縣典獄	一〇ノ二八	一〇ノ二七	全	四年余	ノ不認ムヘキ事情アリシニテラスニテ改換遺情顯著犯情懸絶	放	火	有期徒刑七年	飯島源十郎
安濃津地方檢察正	一一ノ四	一〇ノ二七	二	十一年余		殺	有期徒刑十五年	田端嘉藏	
香川縣典獄	一一ノ二	一〇ノ三〇	三	五年余		殺	輕懲役九年	武内リョウ	
長野縣典獄	一一ノ一	一〇ノ三〇	三	六年余		殺	重懲役九年	藤田シゲ	
東京集治監典獄	一一ノ三	一〇ノ三〇	二	全		殺	重懲役十一年	高木豊次郎	

○十一月中假出獄者人名

出獄日數	上申官廳	判決年月日	刑名	刑名刑期	氏名
十一月二十四日	北海集治監	十一月十五日	謀殺	有期徒刑十五年	田中龜吉
十一月二十六日	同	十七日	謀殺	同	中野福松
十一月一日	三池集治監	十月二十八日	強盜	有期徒刑十五年	内藤福造
同	同	十一月二十四日	強盜	同	上田丑藏
同	同	十一月二十四日	強盜	同	福岡健三郎
十一月五日	北海道廳	十月二十九日	官私印盜用官私文書偽造	輕懲役七年	島名源太郎
同	警視廳	十一月十五日	小切手變造行使等	同	石田長三郎
十一月十四日	京都府	十一月十一日	約束手形偽造	輕懲役六年	田中傳右衛門
同	同	十一月十一日	強盜	同	松尾新一
十一月三十日	兵庫縣	十一月二十七日	監守	輕懲役六年	樋口松之助
同	同	同	同	同	竹内澤次郎
九月十四日	群馬縣	九月十二日	放火	輕懲役七年	茂木ヤエ
十一月二十五日	千葉縣	十一月二十七日	放火	重懲役五年	齋藤安太郎
同	同	同	放火	同	竹内梅藏
同	同	同	放火	同	三井
十一月十五日	茨城縣	十一月十三日	謀殺	輕懲役六年	永田甚之介

十一月十四日	三重縣	十一月十一日	監守	同	澤井禮雄
十一月二十一日	愛知縣	十一月十九日	官文官書偽造行使	同	神谷重隆
十一月一日	靜岡縣	十月三十一日	毆打	致死	田村宇吉
同	同	同	同	同	武井安五郎
十一月十四日	滋賀縣	十一月十一日	謀殺	未遂	中川誠一
十一月二十八日	同	十一月二十六日	放火	同	小見山源次郎
十月四日	岐阜縣	十月二日	監守	同	尾崎繁太郎
十月十二日	同	十月十一日	送金手形偽造行使	輕懲役七年	岩田金之丞
十一月二十九日	同	十一月二十七日	官印	盜用	柴田安五郎
十一月十九日	岩手縣	十一月十七日	欺詐	同	藤崎辨治
十一月二十二日	秋田縣	十一月七日	監守	同	戶田
十一月二十二日	福岡縣	十一月十八日	約束手形偽造行使	重懲役三年	小西善助
九月十九日	同	九月十六日	毆打	致死	波邊綱藏
十一月十八日	大分縣	十一月十五日	貨幣	同	波邊綱藏
十一月二十一日	同	十一月十七日	同	同	同
十一月二十八日	同	十一月二十四日	強盜	同	同

○終刊の辞

顧みれば一年の歲月梭よりも速かなり、本巻號を重ぬること拾貳、每號雜報部内殆んど寂寥、唯單に責を塞ぐのみに止まり敢て一の斯道諸同人の參考に資したることなし、愧極まれり、唯諸氏の寛量を謝するのみ、然れども來るべき年何ぞ今如くならむ、多少また面目を改め粉黛を施して見ゆる所あらむ、其の腹稿必ずしも存せざるにはあらず請ふらくは來春を卜せられんことを終末に際し一言諸氏の健在越年せられんことを希い明年の清福を祈る(雜報子)

### ○刑法改正案の二眼目

前號廣告文中本書發行書肆を明治堂とせしは明法堂の誤、尙追書中監獄吏員の購讀に關しては本號廣告文を一讀せられたし、右校合者の粗忽に付茲に是正す

### ○諸星來往

- 一 京都府外三縣へ出張の山上事務官は客月二十七日歸京
- 一 大阪府外三縣へ出張の眞木事務官は本月五日歸京
- 一 神尾山形縣典獄は客月十三日上京同十八日歸任
- 一 柿木原愛媛縣典獄は客月十八日上京同二十八日歸任
- 一 綾部島根縣典獄は客月二十日上京本月五日歸任
- 一 角尾長野縣典獄は客月二十七日上京本月二日歸任
- 一 渡邊青森縣典獄は本月六日上京同十六日歸任
- 一 宇田栃木縣典獄は本月八日上京
- 一 佐藤山梨縣典獄は本月十一日上京同十六日歸任
- 一 鈴木福井縣典獄は本月十二日上京

### ○事故錄 自十一月十三日 至十二月 十一月十五日 協會茶話會合開く

### 地方通信

### ○廣島縣地方部報告

清浦司法大臣閣下は今回九州の野に舉行せらるる特別大演習陪觀として西下の途次去る十一月六日午前四時十九分當地に下車し江木知事一瀨控訴院長以下地方長裁判所高等官等の出迎を受け直に長沼旅館に入らるる前日來の疲勞をも厭はせられず午後一時四十分隨行員赤星司法書記官并に一瀨控訴院長矢野檢事長永島地方裁判所長世古檢事正を隨へ當署へ來られ兼て當署に於て待受けられたりし江木知事及事務檢閱として來署中なりし眞木監獄事務官と共に典獄の先導に依り工場監房等隈なく署内を巡視せらるる當日因入にして情苦を訴へ出てしもの三名なりしが眞木監獄事務官をして代て其陳述を聽取せしめらるる此間典獄は諸般の統計表を提出し尙ほ當地に於ける感化事業并に冤囚保護事業等の實況を具申する所ありて午後五時歸

せられ夫れより裁判官及地方高等官の開催に係る懇親會に臨まれ同日午後十時十五分當地發の列車にて西行せられたり

### ○群馬縣地方部報告

客月廿九日群馬縣監獄署内看守教習所に於て獄務茶話會を開催せり來會者は古野典獄各課所長を始め無慮百五十餘名と註せらるる午後五時開會看守伊藤安藏先づ壇に登り看守の威嚴發揚に就て述べ次に看守長兼監獄書記北崎唯次郎は在犯人の個人的關係を知るの必要を述べ并に執務上の疑義に付會員に問ふ處あり終て古野典獄は茶話會の性質及司獄官の失策の多くは油斷より生ずること尙油斷より生じたる事實即ち逸走等の實歴談に付有要なる講話あり一同胸襟を啓き和氣霽然の裡に散會したるは午後七時なりし



司法省訓令第三號 十二月三日官報

關東府東京府集治監

明治三十四年十二月(司法省訓令第九號監獄報告例中第三十二表乃至第三十五表) 明治三十六年一月一日ヨリ左ノ統計小票ヲ調製スヘシ

明治三十五年十二月三日 司法大臣野野 清浦 重吉 (統計小票様式省略)

### 叙任辭令

○十一月二十七日

- 警視廳典獄從七位 神野 忠武
- 陸軍高等官六等 沖繩縣典獄正八位 三井 久陽
- 陸軍高等官七等 秋田縣典獄正八位 江澤 精造
- 陸軍高等官七等 青森縣典獄正八位 渡邊 武直
- 陸軍高等官七等 大分縣典獄正八位 上田 定次郎
- 陸軍高等官七等 北海道集治監分監長正八位 山本 重喜

○十二月十二日

- 正七位勳六等 河俣 政幹
- 從七位勳六等 古野 當史
- 從七位 中村 兼
- 從七位 三浦 貢
- 川口 雄則
- 監獄事務官 山上 義雄
- 監獄事務官 眞木 喬
- 山形縣典獄 神尾 虎之助
- 奈良縣典獄 奥村 副次郎
- 沖繩縣典獄 三井 久陽
- 秋田縣典獄 江澤 精造
- 青森縣 典獄 渡邊 武直
- 大分縣典獄 上田 定次郎

○三池集治監

三池集治監看守長兼書記 高田 眞清

給五級俸 (十一月六日)

給七級俸

依願免本官兼官

三池集治監書記兼看守長 塚本 八十松

○秋田縣

第二課長ヲ命ス

三池集治監書記兼看守長 堀谷 兵馬

(第二課長心得) 秋田縣看守長 境田 爲國

任秋田縣看守長兼監獄書記

第一課長ヲ命ス (以上十一月八日)

○北海道集治監

依願免本官

○新潟縣

相川監獄支署長

新潟縣監獄書記兼看守長 服部藤左衛門

文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ依願免本官

長岡監獄支署在勤

新潟縣看守長兼監獄書記 住川 直助

給八級俸

依願免本官并兼官

給八級俸

依願免本官并兼官

給九級俸

依願免本官并兼官

(九給俸)

相川監獄支署長ヲ命ス

相川監獄支署書記入出外現金出納官吏ヲ命ス

相川監獄支署分任物品會計官吏ヲ命ス

相川監獄支署分任收入官吏ヲ命ス

任新潟縣監獄書記兼看守長 新潟縣看守部長 吉田 唯彌

給十級俸

依願免本官并兼官

叙 任 辭 令

(九七)

○三重縣

任三重縣看守長兼監獄署

給六級俸

監獄署第二課長兼第一課長ヲ命ス

四日市監獄支署長看守長兼監獄書記 印南 金次郎

任三重縣監獄書記兼看守長給八級俸

四日市監獄支署長ヲ命ス

○福井縣

依願免本官

監獄署教師ヲ命ス

月俸十圓給與

○岩手縣

給六級俸

監獄署第二課長兼職務ヲ解ク

給八級俸

監獄署第二課長ヲ命ス

監獄署第三課長ヲ命ス

監獄署第三課長心得ヲ解ク

(以上十二月一日)

○長崎縣

給九級俸

(十一月廿八日)

大村支署長心得

長崎縣監獄書記兼看守長 井原 幸三郎

監獄書記兼看守長 大宮 八藏

大村監獄支署長ヲ命ス

(十二月四日)

○宮崎縣

月俸五拾圓ヲ給ス

月俸拾五圓ヲ給ス

月俸貳拾貳圓ヲ給ス

宮崎縣監獄署書記兼看守長 柏木 直九郎

宮崎縣監獄署書記兼看守長 大江 眞成

宮崎縣監獄署書記兼看守長 宮崎 策雄

宮崎縣監獄署書記兼看守長 上原 欽漢

宮崎縣監獄署書記兼看守長 井原 幸三郎

相川直助

木村 道徳

白石 孝忠

波邊 九六

土屋 久助

吉田 唯彌

西山 範英

松田 正信

河内 繁

井原 幸三郎

大宮 八藏

印南 金次郎

尺一 最勝

土岐 智誠

神 貞庸

星 忠平

岩手縣 岩五郎

依願監獄ヲ免ス

(以上十月四日)

山口縣監獄署教諭師ヲ命ス

月俸六圓給與

(十一月廿九日)

金谷 智海



### ○拘禁中の被告人を議員選舉場へ出場せしめし可否を論ず (老書生)

監獄協會雜誌第拾五卷第八號涼榻漫筆欄中被告人の議員選舉と題する記事の事實に關し學者先覺者の間に其不可なるを主張せられ今や司法省に於ても省議一決して以て全國に其通牒を發せられたりと聞く余輩驚才淺學の徒之に容喙するは恰も浮蟬大樹を撼すの讖を免るへからずと雖斯道の爲め貴重之餘白を割愛せられ愚見の一斑を吐露して以て大方先登の是正を請ふも亦た全く無益の業にあらざるへしと信す乞ふ幸に微衷のある所を諒せられんとを

本問を研究するの順序として第一に事實を掲げ第

二に學者先輩の不可とする主旨を仄聞のまゝ録取し第三に其反對の理由を略説すへし

#### 第一 事實

衆議院議員選舉權を有する刑事被告人豫審判事の許可を得て看守に押送せられ選舉場に出場して其權利を行使したり

#### 第二 論者立論の根據

(甲) 刑事被告人の選舉權行使の爲め選舉場に出場すると對し與へたる豫審判事の許可は職權以外の不當の許可にして從て法律上無意義の許可にして何等の効力なきものなりとす  
何んとなれば豫審判事は刑事訴訟法第八十六條に依り被告事件禁錮以上の刑に該するへきものにあらすと思料したる時は豫審に何時にても拘留狀を取消すへしとの規定及第百五十條の保釋第百五十九條の責付第八十五條第二項書類授受の規定の外職權なきを以て拘留狀を取消し又は保釋責付等の方法に依るの外訴訟に現在せる被告人に對し何等の自由をも與へられざるなりと故に被告事件に關係なき事項の爲め監獄圍障外に出さしむる許可の如きは職權なき無効の許可と云はざるへからず換言せば職權は法規の規定に依て其權限範圍を限定せられたるものなれば明文を以て附與せられたる以外に於て之を求む

へからず而して刑事訴訟法は拘留狀の取消、保釋、責付の規定を設けると雖其他に於て一時監獄圍外に出さしむるを明認せず從て職權なき不法の許可なりと

(乙) 拘禁なるものは専ら監獄の責任にして適法の許可命令にあらざれば其拘禁を開放し寛恕し若くは一時監獄外に出されたると能はざるなり然るに取消、保釋、責付以外の即ち不適法の許可に依り監獄の圍障外に出さしむるは拘禁の事實に反する不法の處置なりと

又拘禁なるもの、性質を嚴正に解釋する時は房外に出しも其目的に反悖するものと云はざるを得ざるに拘らず許可として法律上効力なき豫審判事の許可に基き拘禁の事實及性質に背反する行動を肯て爲したるは各其職務權限の區別を混交紛糾し監獄自ら其責任の重大なる拘禁の事實を輕々に付したるものと云はざるを得ず

#### 第三 論者の論義に對する反對の理由

職權なるものは國家政務を分與せられたる機關の職務權限の範圍を云ふものにして其附與せらるゝや法令の明文に依ると論者の言の如くなりと雖亦た必ずしも明示を待を要せずして立法の精神、並法規の解釋上附與せらるゝものとするあり故に職權は二つより成るものと云ふとを得へし今少し

明文以外に求むる職權に付陳ふる處あらんとす  
刑事訴訟法第八十六條の拘留狀取消第百五十條の保釋第百五十九條の責付の如きは單に豫審判事に對してのみ認められ公判々事に對しては一も明文の徵すへきものなきを以て論者の理論を一貫せんと欲せば公判々事には拘留狀の取消及保釋責付の職權なしと結論せざるへからず

然れとも被告人拘束の依て生ずる原則に鑑み條理に照し其必要なきに羈束するの不當なるを以て豫審判事に於けるが如く同一理由又は條件を以て實際に於ては公判々事に拘留狀の取消及保釋責付を爲し得るの職權を認むるは之れ即ち法の精神を探究し圓滿に法を解する當然の結果なりと信す之れ職權は必ずしも明文にのみ依るにあらざると知了するに餘りありと云ふへし今更らに進んで拘留の性質を研究闡明して以て豫審判事の職權範圍は法條の明示以外にもあるとを此の點より觀察するの必要あり

元來拘留狀に依り被告事件未決中刑事被告人を拘禁するは個人の自由を羈束を加へ人權を蹂躪すると甚た趣しとせず

又國家經濟の上より觀察するも無爲に被告人を拘禁するは一面に國費を費し一面に個人の生産力を杜絶せしむるを以て國家經濟に及はし悪影響頗る

大なりと云ふへし然るに國家か個人の自由を害し社會經濟上の不利益あるにも拘らず之を未決中に拘禁する所以のものは國家自衛上止を得ざるに出でたるものなり故に國家の被告人を拘禁するは自ら一定の制限々度ありと云はざるを得ず

其一定の制限々度とは何ぞ即ち必要の程度を超越せざるを要するにあり換言せば國家は必要以外に被告人を拘束し能はざるなり

今未決拘禁の必要を掲ぐれば左の三頁に歸着すへし

一、危險を防止する爲めに必要なると  
 犯罪者を未決中なるの理由を以て單に人權及國家經濟の點にのみ着目して之を自由に放任する時は甚だ危險なりと云はざるへからず特に未遂罪及脅迫罪を犯し仍ほ其目的を遂行せんとする恐れある場合の如きは最も危險なりと云はざるへからず故に社會は其安寧秩序を保持せんか爲め被告人を拘束するの必要あるものとす

二、刑罰執行保全の爲めに必要なると  
 犯罪者の多くは裁判確定して刑罰執行の時期に達する時は普通一般の人情の常として多くは逃走を免れざるなり故に執行を完ふせし爲め未決中に拘禁するの必要あり

三、審理を便ならしむる爲めに必要あり  
 被告人を自由に放置せば罪證の湮滅と畫し從て審理を滯滞困難ならしめ終に或は犯罪者をして刑辟を免れしむるに至る之れ被告人を拘束する必要がある所以なり

以上三個の必要に依り國家は止むなく被告人を拘禁するものなるを以て其必要なきに於ては被告人の自由を褫奪し拘束し能はざる亦た言を俟たざる所なり

被告人の自由を褫奪し拘束するは國家自衛上萬止むを得ざるに出づるものなれば其原則の結果として自由を褫奪するは可及的狹義に解釋し法文の明示以外には之を求むるを得ずと雖之に反して積極的に法の禁遏せざる事項に付ては國家の必要を害せざる範圍内に於て被告人に自由を與ふるは法の一大精神なりと云はざるへからず之れ即ち被告人は無罪純白を以て待つべしと云へる言辭の發生せし所以なり

然り而して其必要は何に據り何を標準として決するやと云ふに被告事件の性質、輕重、被告人の社會上の位置等を斟酌して決すべきものなりと雖事件千態萬狀にして到底一律の下に各場合に適應する規定を設くる能はざるを以て其拘禁必要の有無は一に裁判官及檢察官の認識に委せざるを得ざる

なり  
 故に刑事訴訟法に單に第七十五條に於て拘留狀は被告人を訊問したる後禁錮以上の刑に該るべきものと思料するに非らされ之を發するとを得ずと規定す第六十八條に依り重罪公判に附するの言渡を爲したる例外の場合を除く外如何なる場合にも必ず拘留狀を發すべしと云ふか如き積極の規定を設らるるを見るも拘留狀を發するに付前述の三個の必要あるや否やの決定は裁判官の認識思料に一任せらるゝと亦た疑を容れざる所なり

拘禁の必要を認め拘留狀を發するの權ある者は其必要なきを認めたる場合に於ては何時にても之を取消し又は一時其拘禁を解き得るとは事理當然の結果なりと云はざるへからず

然れども法律は拘留狀取消に干しては一定の條件即ち被告事件禁錮以上の刑に該らざるものと思料したる時に限定せらるゝを以て單一なる拘禁必要の有無を標準として取消すと能はざるは勿論なりと雖苟も拘留狀取消又は保釋責付以外に於て即ち拘禁を解く以外に於て被告人に自由を與ふると與へざるとは一に裁判官が必要の鉄則に従ひ判斷する所に繋るものとす

何となれば既に稟説したるか如く未決者を拘禁するは國家の必要上止むを得ざるに出づるものなれ

ば其必要を妨げざると共に法規の禁止せざる範圍内に於て本人に自由を與ふるは之れ原則に従ふものにして法に背かざるのみならず否寧ろ法の要求する處なればなり

拘禁の必要有無の認定權ある豫審判事か必要を害せざるものとして公權行使の爲め被告人に對して選舉場に出場の許可を與へたるは國家は止を得ざるに出で未決者を拘束すと云ふ原則の活用内外ならず從て解釋上豫審判事の當然の職權に出でたるものにして適法有効の許可なりと斷定せざるへからざるなり

要するに豫審判事は被告人の證據湮滅逃亡隱匿等の虞なき者と思料したる時は法令の禁止制限なき場合に於て原則に従ひ拘禁を解かざる範圍内に於て自由を附與すると毫も妨なき所なり若し然からず漫に法條に明文なきを理由として自由を與へるか如きは之れ拘禁は止むを得ざるに出でたる制度たるを無視し刑事訴訟法の二大目的の一たる個人の利益保護を全然滅却せしむるものなりと云はざるへからざるなり

次に論者は拘禁なるものは専ら監獄の責任にして適法の許可命令にあらざれば之を釋放し又は監外に出さしむるを得ずと、此の點に干しては多く謂ふを要せず何んとなれば豫審判事の許可適法な

るや否やに依り監署の拘禁處置の當不當は自ら明なるを以て又た争ふの要なしと信す  
 又た曰く拘禁なるものは其性質に於ては房外に出るも亦た其目的に悖戻するものなりと云ふと雖も現行法規の上に於ては如此極端に解すへきものにあらざりと思考せらるゝなり何んとなれば裁判所に護送するも他監に移送するも將た警察遞傳に付するも亦た拘禁中の者たるを失はす  
 愛爾蘭中間監獄に於けるが如き單獨監外に出役せしむるは拘束の實なきを以て實質上の意義に於て拘禁と云ふと能はざるへし然れども其國法上の意義に於ては尙且つ拘禁たるを失はざるへし況んや戒護官吏を付し監外に出さしむるに於てや或故に現行法規の上に於て拘禁中なるや否を決するに於ては監獄園内にては議論の餘地なし唯だ獨り監外に於ては戒護者を付しあるや否に依て區別せざるへからず  
 故に看守を付し選舉場に出場せしむるは拘禁を解きたるものと云ふを得ざると炳として明なり  
 本問題は主として現行刑事訴訟法上の解釋如何に係るものなるを以て他の理由問題を以て之を可否するを許さす  
 余輩不幸にして未だ監獄に多くの經驗閱歷を有せずと雖も當局者間に於て業に既に認められ又其急務たる刑事被告人に對する適確嚴正なる取締法の必要を否認するものにあらず又た監署は自己の職責を明確にして他より侵犯せられざるを期せらるゝからざるか如きは何人も全く別個の獨立問題にして本問題を決するに何等關係なきに拘らず動もすれば錯雜混同せらるゝを免れざるを以て聊か冗言を附記羅列して以て他の誤解なかとを期す  
 終に望み先輩諸君の高見に對し非禮を顧みず一矢を放つに至りたるは深く恐惶に堪へざるなり唯斯道の發達進歩を冀ふの念より起りたるものなれば幸に恕せられんと之を依りて吾監獄社會に於ける卓説を誘發して拜聽するを得は望外の幸福なり

○貴會及貴會々員諸賢に望む

北陸 燧 夫

予は特に一遍の卑見を述へ貴會及貴會々員諸君の贊成を乞ふの止むを得ざるものあり何をか止むを得ざるの一事と云ふ曰く凡そ事物の改善は時世に伴隨せざる可からざるは言を俟たずと雖も而も自ら寛急あり我監獄事業の如きは確かに改善の急を要するものゝ一に屬し自然の趨勢に放任して願

寄

書

慮を敵くの時非ざるへきは貴會及貴會々員の等しく是認せらるゝ處なるへきは予の信して疑はざる處なり斯く改善の急を告ぐる監獄事業を扶致誘液すへき機關は果して何者ぞ實に貴會雜誌を描て他に求むへきもの非ず(他に有力なる機關あるも固より容易に到達せざるを恨む) 固より貴會雜誌には毎號有益の寄書講話等續々として顯はれ斯界に理術の益を與へらるゝは深く謝する處なりと雖も予輩は未だ以て之に満足する事能はず熟々考ふる貴會の雜誌を發兌せられたる以來年を閱する數多號を重ねる尠少なならず其間貴會及會員諸君の腦漿を搾つて寄せられたる妙論卓説は數へ來れば千百にして足らずと雖も中に就き當局(主務官はす)者の採用する處となり實務の上に施行せられたるもの果して幾千かある算へ來れば曉天の星と一般の觀なき能はず當に説者を満足せしめ能はざるのみならず獄務の爲遺憾の極みならずや予は實に有益の寄書講話をして一遍注意書と同體に終はらしめず苟も獄務の改善に必須なるものは之を實務の上に施行するの方策を講せんと希ふもの決して唯一遍好奇心に驅られ空論を敢てし壯語を弄はんとするもの非ず熱心以て貴會及會員諸賢の贊成を得て實行方策を完成せんとするにあり而して予か實行方策として案出せしものは大要上の如し第壹 貴會雜誌に評定寄書欄を設け貴會の意見及

會員非會員を問はず獄務改善に必須なるものは之を評定寄書として特定欄に掲載せられ度  
 第貳 貴會に寄書評定會を設け初審終審の審査員を置き初審々査員は凡ての寄書を審査し評定欄に掲ぐへきものを撰定し終審々査員は後に定むる處に據り決定の責に任するものとす  
 審査員は初審三名終審五名(三分)とし初審員壹名以上は終審評定會には説明員として列席するの外互に相干與するを得ざるものとせられ度  
 第三 評定寄書として掲載せられたるものに就ては各支部長は部内會員の意見を徴し多數決を以て贊否若くは修正意見を定め自己の意見を附して協會に報告する義務あるものとす  
 第四 各支部の意見集覽の上は終審々査員合議の上寄書の全部或は幾部又は修正して採用し及直ちに採用するものと或時機を待つて採用するものとを分類決定し次回發行の雜誌に於て發表せられ度  
 採用するものと定まりたるものにして主務省の指定を待たざる可からざるものは貴會及審査員は具情の實に任するものとし支部長たる人にして施行し得らるゝ事項は審査員の發表に從て實行の義務を負ふものとせられ度  
 上述は其大略に過ぎず固より完全案に非ず若し貴

會及會員諸賢にして卑見の大体を賛成せらるゝならんには宜に適する修正は敢て希望する處なり終に隨て一言すべきは評定會の組織及評定の方法複雑なるのみならず費用を要するも甚ならず所謂言ふ可くして行ひ難きものなりとの批難なきに非ざらむ私考に據れば複雑の組織にも非ざるへく假令嚴重する先進諸賢にして審査員たることを受諾せられんには多額の費額を要するにも非ざるへく假令幾分の費を要するも當萬の會員を有する貴會の資力を以て之を辦する難きに非ざるへく今や些々たる費用と繁雜を厭ふて獄務上至大の利益を與ふべき機關の設備を躊躇すへき秋に非ず敢て貴會及會員諸賢の賛成を冀ふ

### ○囚人出獄後の居住地に就て

在網走 安田 半農

囚人出獄後の居住地に就ては三十三年十二月司法省監甲第一二三號集治監廳府縣監獄拘留禁囚移送心得方訓令中第一號(北海道集治監の拘禁囚にして滿期前放免出獄後の居住最宜の内地集治監に移送すへきものは各囚の居住地最近の内地集治監若し原籍地知れるまきは刑を言渡したる地所を内地集治監(第二號)集治監の拘禁囚にして滿期の内地集治監へ移送す(第一號)刑務地方監獄に於て執行すへき餘刑あるものは刑務地方監獄に於て執行す(第二號)の規

定あるが故に本刑無期より有期刑に減して監視なきもの又は餘刑に附加監視なき者に關しては本人の任意に居住地を定めしむへきものと解釋し從容然か取扱ひたりしに何ぞ圖らん頃者聞く所に依れば假令附加監視なきものと雖も全然任意に指定せしむるを爲さず親族故舊等倚るへきものあり適當なりと推定し得へき理由ある地を申立たるときは之を出獄後の居住地と認むるも若し申立の地に於て以上の如き信憑するに足るへき理由なきときは之を否定するか故に此場合に於ては居住地指定せざるものとして取扱を爲す向きありと之れ畢竟任意に指定せしむるときは東北地方の犯罪者にして西南地方に西南地方の犯罪者にして東北地方に居住を定めんとするものを輩出し國庫はために多大の移送費を負擔するの事實を生ずることあるへきは勿論或場合に於ては却て出獄後再犯を企畫するものゝために便宜を與ふるの不都合を見ることあるへしとの要心より如斯斟酌を加ひたるものなるへしと雖も抑々失當の取扱なりと斷言せざるを得ず何となれば無監視のものは出獄後に於て居住及移轉の自由を有すること普通人と毫も異なる所なきを以て法律又は或る特定の場合に於て勅令の如き制限するは別論なれとも司獄官吏に於て本人の意思を斟酌し否之を制限して出獄後の居住地を定

おしめ若くは之を否定するか如きことあり得へきの理なればなり但余輩の解釋の如くせば東奥の犯罪者にして西薩に居住地を定め北越の犯罪者にして南紀に之を定めんとするものあるを免かれざるへしと雖も之れ解釋の不當なるに因て然るにあらす規定當然の結果と謂つへきのみ之を要するに對する解釋は規定の改善を促かさんとする將來に對する企望としては正鵠なるへきも解釋としては到底首肯し能はざる所とす夫れ然り或者の斟酌し制限するは蓋し其老婆心に外ならざるか如し而して余輩が敢て蓋し一言する所以のものも亦或者の參考に資する所あらしめんとする温平たる老婆心に出づるのみ豈他あらんや

### ○獄事改良に就て所感

網走 北 郷 子

夫れ事物に本未あり其の順序を誤まらんか幾多の腦漿を絞りに費す所あるも決して其の好果を見る不能るべし山に登るも須べからく麓よりは其基を改めずして未だ治まるものならず監獄改良の事既に然り是が改良を爲さんとすれば先づ其の活摸範たる所の看守を改良せざるべからず昔は看守なるも今は被看守なり實に清潔潔白の教育家ならざる

べからざるに試験の粗澁なるか應募者なき爲めか兎角思想の堅からざる人多くして未だ其の席の温まらざるも早職を辭し去るなり是れ又止を得ざる次第なり月を踏て出て彼れ囚人に卒先して謂ふべからざる勞を爲し又だ星を頂て踏舍す其疲れを慰するに暇なきものゝ如くに比較的報酬の厚からず實に官吏社會の糟粕の如くに輕視せらるる迄は普通の人物には到底暗黒の光明を見ずして去るも無理なかるへし又現時罪囚を見るに短期囚にはいざ知らず長期囚には數度の沿革を經歷し腕刀時代も俄然變して感化の世となり房内端坐の謹みも今は安坐を爲し居るの世となりぬ看讀書籍も其の制限を擴張せられ剩へ教科書の編纂とか紙製版買入とか殆んど普通民家の小兒の入学てもするものゝ如き感あり出獄後の生活費用として恩惠的に附與せらるゝ處の工錢をば得意顔に惜し氣もなく食物購求及び書籍の購入など費やし讀書を爲すも其知眞能を得ずして反て看讀の癖となし雨降る日とか熱き日杯には讀書に日時を送りたき悪習慣を見るものゝ如し現今社會員民の狀態を見られよ年々歳々に災厄頻繁に且つ國費の負擔に不堪生存競争益々劇しく貧富の懸隔甚しく遂に家産を失ふ路傍に徘徊するもの多く從て幼年の教育は愚か模倣性なる人類即ち惡習に傳へ易く未だ年者の犯罪又變な

しとせず是れに不幸を救済せずして世に望みなき  
 數犯の惡人を憐み善良の人に感化せしめんとて木  
 に據て魚を求むるの嘆あり是不良民の不幸を不救  
 して生涯不治の症に罹りたるもの、如き惡人を惠  
 みなば不幸の巨民は監獄に生活を爲さん又少年は  
 就學の道を求めんと犯罪を讓もして入獄を止つる  
 の日に多きに至らん之に犯罪原因の防遏を講せず  
 して監獄改良にのみ偏せんか巨萬の資を擲て罪囚  
 を待つもの、如し現に放免囚に自勞自活を厭ひ巧  
 みに輕罪を犯して再び同囚の人と化し得意然とし  
 て獄中横行し是れ善が郷里となりて安逸を樂め居  
 るの徒多きにあらす哉試みに今四百萬の半は犯  
 罪防禦に投しなば思へんに過るものあらん識者幸  
 はひに猛省せられよ北歐の野人描文を顧慮せず茲  
 に所感を敢述ぶ



◎新著廣告

監獄事務官 小河滋二郎君著

刑罰及刑ノ執行猶豫ニ眼目

◎死刑及刑ノ執行猶豫

正價金五十錢 郵稅金六錢

本書ハ著者專攻ノ行刑學ノ立脚點ヨリ其多年ノ研究ニ成ル學理ト實驗トニ基  
 キ刑法改正案ノ二大眼目タル死刑及刑ノ執行猶豫ノ問題ニ對シ其利害得失ノ  
 アル所ヲ詳論シタルモノニシテ文理直截、材料亦頗ル豊富ナリ、其行刑猶豫  
 制度ノ如キハ著者ガ親シク之ヲ歐米各國ニ於ケル最近實施ノ事績及立法ノ傾  
 向ニ就テ研究調査シタルノ結果ナルカ故ニ論據ノ正確ナル唯世上一般ノ學者  
 論ト同一視スヘカテサルモノアルハ勿論ナリ、若シ夫レ死刑問題ニ至テハ行  
 文平易、議論活躍古今幾多ノ實例ヲ掲ケテ以テ其論據ヲ證明スルノ所、讀者  
 ナシテ恰モ死刑執行ノ活歴史ヲ讀ムノ想ヒアラシムヘシ、一ハ新思想ヲ以テ  
 之ヲ歡迎セント欲スルモノナルニ反シ他ハ舊思想ヲ以テ之ヲ維持セント欲ス  
 ルモノニ屬ス我刑法立案者ノ腦中ニハ正シク新舊思想ノ混亂セルモノアルヲ

證スヘシ、學理ニ泥マス實驗ニ偏セス新舊思想ノ外ニ超脱シテ公平著實ノ見地ヲ有スルモノ實ニ本著ノ特色トスル所ナリ、今ヤ刑法改正ノ時機ニ遭遇ス法曹、政治家、宗教家、教育家、法醫學者司獄官吏及一般社會問題ニ注目スル有志家ノ研究資料タラシメンコトヲ望ム

**發兌書肆 賣 捌**

東京市神田區  
裏神保町七番地  
東京市麴町區永樂町  
一丁目三番地監獄協會内

**明法堂 磯村政富**

**◎注意**

追て監獄協會地方部に於て部數取纏め來明治三十六年一月三十一日迄に東京市麴町區永樂町一丁目三番地監獄協會内宮下鈺太郎又は磯村政富宛御申込の分に限り發行書肆と特約の上左の割引を以て月賦拂込の御注文に應ずべく尤も代價の義は右兩名の内へ宛て御拂込相成度候

- 一 十部以上 一部 四十三錢の割
- 一 二十部以上 同 四十錢の割
- 一 五十部以上 同 三十五錢の割
- 月賦法
- 一 五十部以下 二ヶ月々賦
- 一 五十部以上 三ヶ月々賦

**廣 告**

今般小生儀本願寺教學局の役儀を辭し左記郷里に退隱仕候  
 在職中は監獄教誨事務に關し司法省及各監獄當局諸賢の厚  
 誼を辱ふし爲斯道萬事便益を與へられ候段感謝之至に不堪  
 候乍略儀以誌上表謝意候以上

兵庫縣城崎郡豐岡澁茂町西樂寺

明治三十五年十二月

**若宮正響**

# MAGAZINE

OF THE

## PRISON SOCIETY OF JAPAN.

No. 12. December, 1902.

VOL. XV.



### CONTENTS.

#### Editorial :—

The feeble points of Revised Criminal Code .....

#### Leading Articles :—

Of Progressive system ..... S. O. awa.

Of Special liberation ..... Counciller of Justice department.

..... Y. Hirano.

Matter of Prisoner escaped ..... Warden. J. Jinno.

#### Miscellaneous :—

Prison business .....

Prison visiting .....

Open letters .....

#### Statistics :—

The number-table of Prisoners at 31st day October, 1902.

& & &

#### Criticism :—

Eyes of Revised Criminal Code by Mr. Ogawa.

#### Current Events :

#### Local Department :

#### Laws and Rules :

#### Contributions :

Price seven sen per copy.

**THE PRISON SOCIETY.**

No. 3 Ichome, Eirakucho, Kejimachi-ku, Tokyo, Japan.

明 治 三 十 五 年 十 二 月 二 十 日

發行人兼編輯人  
發行所 東京市麴町區永樂町一丁目三番地  
印刷所 東京市麴町區內幸町一丁目五番地

監 礮 礮  
獻 村 村  
愛 協 免 政  
堂 會 貞 富